
平成26年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成26年9月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成26年9月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） 改めまして、おはようございます。

それでは、早速、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、おはようございます。一番最後に資料を出したんですけども、1番のくじを引いてしまって朝一番ということになりました。議員としては二度目になりますけれども、まだふなれな点がありますけど、よろしく願い申し上げます。

早速、質問に、議長の許可を得ましたので、質問に移らせていただきます。

第1点目、最近の経済状況について伺います。市長の見解を伺いたいと思っております。

内閣府は8月13日に、ことしの4月から6月——第1・四半期のGDP——国内総生産の速報値を発表しております。改めて、このうきはで、その影響も含めて市長はどのような、この数値をどのように見ているか伺いたいと思っております。

それから、2点目には、この間のアベノミクス効果というのが市長の答弁の中でもおっしゃっていると思うんですけども、来年度予算に向けて、市民の暮らしを大切にしていって、そういう意味では支援する方策等いろいろ考えておられることがあれば、具体的というよりも、どういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

1点目は以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、最近の経済状況について2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、第1・四半期の国内総生産の速報値に対する見解についてでございますが、8月に発表された4月から6月期における国内総生産は、実質成長率が1.7%のマイナス、年率換算で6.8%のマイナスとなりましたが、4月の消費税増税前の駆け込み需要の反動により、4月から6月がマイナス成長になるのは想定されていたことでもあります。

これを前回の消費税増税時、つまり1997年——平成9年であります。このときと比較すると、増税前の1月から3月の上振れ、そして、増税後の4月から6月の落ち込み、いずれも同じような動きを示しておりますが、今回のほうがその動きが大きいというのが特徴でございます。今後については、引き続き国の発表等に注意しながら、適切な施策運営に当たりたいと考えております。

2点目が、通告では、今、国が進めてますアベノミクス効果と来年度予算に関する御質問でございます。

平成24年12月に発足した第2次安倍内閣が打ち出した、デフレ経済を克服するための経済施策、いわゆるアベノミクスとして、3本の矢と言われる——1つ目が、大胆な金融政策、そして2つ目が、機動的な財政政策、そして3点目が、民間投資を喚起する成長戦略等を推進した結果、円安、株高、賃金の上昇などにより、デフレ脱却の出口が見えてきたのではないかと、このように思っております。しかしながら、これらの恩恵を受けているのは大手企業などが中心で、いまだ地方や中小企業にその効果が及んでいないという指摘もあります。

このような中、先月29日に発表された、国の2015年度、つまり平成27年度予算概算要求において、安倍政権が政策の目玉として打ち出した地方創生——「まち・ひと・しごと創生」ということで、人口減対策や地方対策に多くの要求が集まり、総額は過去最大の101兆円を超えたところであります。

来年度予算に向けた施策については、今後の国の動きや今議会における議員各位の貴重な御意見を踏まえながら、新年度の予算編成方針に反映したいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、市長からの御答弁について、ほとんどが国の施策についてという評価、評価というか判断だろうというふうに思います。

実際は、今回のGDPの中身、分野別を見ますと、個人消費が5%減ってる。非常に大幅であって、年率でも18.7%という、そういう数値になって予想をされております。そういう意味

では、今回の消費税が、増税が国民というか市民、私どもの市民のところでも大きな影響を与えているというふうに思っております。

先ほど言ったように、地方自治として、うきは市市民の生活をどう見ていくか、どう見ているのかというところが、逆に市長に課せられた課題ではないか。だから、そこまで落とし込んで施策を考えていくというのが、これは本筋だというふうに思っております。

そういう意味では、先日は商工団体との懇談の場がありまして——ちょっと質問項目には載ってないです。例えばということで、参考例でお話し申し上げますけれども、平成21年で1,423の事業所があったものが1,319に減っているというふうに聞いております。今回、国の閣議決定で小規模企業振興基本法というのが決定されたということでありまして、特に小規模企業が地域の経済や雇用を支えるための極めて重要な存在であって、経済の好循環を地域に発揮されることが重要であるというふうに記載されております。

そういう意味では、小規模企業に対する、うきは市の例えば融資制度についてになりますけれども、今、融資制度をされていると思いますけれども、実際は、話を聞いてみると、経営している規模なり、あるいは実態なりというのは十分に把握できていないというのもあるだろうというふうに思ってます。

したがって、例えば実際に融資制度がある、あるいは、そういうものがどういうふうに使われているか、その調査、後追い調査というんですかね、そういったことも、やはり行政を執行する側にとっては非常に重要な内容だというふうに思ってます。ただ単に返済されているかどうかということではなくて、その後どういうふうになっているかという実態をやっぱり調べていかないとけない。

そういう意味では、別に商工のことだけではなくて、それぞれの各課においても、いろいろ補助等を出されていると思いますけれども、そういったものは継続的に調査することを改めて求めたい。なかなかその情報は、聞いてもなかなか返ってこないというのが実態なんですね。だから、それが本当に市民のための一つ一つが有効であるかどうかということがやっぱり、実を言うと、施策を決めるときの貴重なキーワードになるだろうと、当然ですね。そういうことの把握に努めてほしいということでもあります。

今回のこの企業の融資制度ですけれども、利子補給ということによっておられるんですけども、今の中身を見ますと、設備投資とか、そういうことだけになっておりまして、運転資金としての性格もなかなかないというふうにも聞いております。そういう意味では、その中身についても運用の拡大を図るなり、条例を少し緩やかに改正していくとか、そういったことも本来、必要ではないかなというふうに思ってます。

それから、近隣の自治体との関係で言えば、保証協会の保証料をある程度補助する、そういう

制度を持っているところもあります。

そういう意味では、そういった施策の一つ一つに——今回のGDPの影響を踏まえて、その一つ一つの施策をどうやっていくか。今、持っているいろんな施策をどう有効に生かしていくかということが、実は僕が問いたいということの中身であります。そういう意味で、各課のところの、これから来年度予算編成に入ってくるだろうと思いますけども、そういったところに気を寄せるというところが、日々の仕事の中で追求していかなければならないことではないかなというふうに思っております。

この点については、深く突っ込んで話しする予定もしておりませんので、一般論という形で大変恐縮なんですけれども。ただ、私は、それぞれのところの課がそういう視点で事の施策というか、考えに及ぶ、そして、それを予算編成に反映させていく、そのためには市民の実態をつかむ、あるいは実態に耳を傾けるということが大事だというふうに思っております。市民の皆さんが汗水流して働いて納めた税金、それを地方自治として市民のために使う方策を改めて求めたいというふうに思っております。

それは、そこで特に答弁はないだろうと思いますけど、何かありますか。次に移りたいと思います。はい、どうぞ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの岩淵議員が御指摘のとおり、今回のGDPでございますが、個人消費の低迷、これが大きな課題だと思います。個人消費が、ことしの1月から3月期の前期比で2%増に対しまして、この4月から6月期は5%減と。駆け込み需要の反動以上の落ち込みになっているということが大きな課題ではないかなと思います。

その一方、設備投資には明るい兆しもあって、日本政策投資銀行の調査によりますと、今年度の計画は、いわゆる製造業が18.5%の増、非製造業で13.2%の増と、積極的な計画になってます。また一方、月次ベースで見た経済活動の水準は、4月に大きく落ち込んだ後、5月、6月と持ち直してきてますので、今後7から8、9と、どういう数字が出るのか、そして、地方への雇用と賃金にどのように反映していくのか、そこを注視していきたいと、このように思っております。

また一方、我々の予算編成、施策でございますが、重ねて申し上げますが、これまでも地域経済の活性化策として、6次産業化の推進などの施策を実行してまいりました。来年度予算につきましても、拙速に結論を出すのではなく、いろいろな御意見をお聞きしながら新年度の予算に反映させることも大切ではないかと、このように考えておりますので、本議会での議論を踏まえた上で、市民の皆さんにとって最善、最良の施策を考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、教育委員会のあり方について伺います。

政治と教育との関係で、政治が一番やるべきことは教育条件の整備にあります。一方で、絶対にやってはならないのは教育内容への政治の介入、支配であります。そこで、ことし6月13日に成立した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に対する市長の所見を伺いたいと思います。

2点目は、市長は、総合教育会議の設置や教育の振興に関する大綱、その策定に向けて、教育委員会の独立性を尊重し、意見を聞くように組み立ててほしいが、その所見について伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま教育委員会のあり方について2点のお尋ねをいただきました。

1点が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に対する所見についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、本年の6月20日に公布され、平成27年4月1日からの施行となっております。この法律改正に伴う説明会が9月29日に福岡市で開催される予定であり、その席上、詳細な説明がなされるものと考えております。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、そして、市長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育行政制度の抜本的な改革を行うものであると、このように認識をしております。

2つ目が、教育委員会の独立性を尊重し、意見を聞くようにという御質問でございますが、総合教育会議は市長及び教育委員会から構成され、市長が会議を招集することになっておりますが、教育委員会からも招集を求めることができます。今回の改正により、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図られるものと、このように認識をしております。

総合教育会議は、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されております。なお、会議において調整がついた事項については、それぞれの立場を尊重して事業を執行することとなります。このようなことから、法律の改正後についても教育委員会の独立性は尊重されるものと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今おっしゃったように、今回の法改正であります。教育委員会

そのものについて、戦後の教育行政という流れの中で、ずっとこの間、変わってきているということは、実態は御承知だというふうに思います。

戦後の中で、教育行政は中央政府が持つのではなくて地方自治のもとに置くというのが、戦後教育を見直す上での一番の基本だったというふうに思います。そういう意味では、政治的党派の利害で左右されてはならないとして、教育委員会の独立性を維持し、制度上も市長と上下関係があるわけではないという、そういう位置づけになっているというのが現状であるというふうに思います。

今回の改正について言えば、教育長を委員会委員長と教育長と、この2つの制度を1つにする。それは市長が指名をする——議会の承認を得てということになりますけど、そういうふうに変わってくると。

ということは、ある地方自治体で教育行政に対する介入とかというか、よく新聞で出てくるところはあるわけでありませけれども、あるいは、先日発表——学力テストの公表について、いろんな問題が取り沙汰されているということだろうと思うんですね。それは介入というよりも、どちらかといったら、政治、行政側が一方的にその法を理解しないで、そうやっているということではあるというふうには思うんですけども、そういう意味でも、今後、市長がかわるたびに行政が変わるのでは、本来あってはならないというふうには思うわけなんですね。

だから、今回の制度がいいかどうかという論評は別としても、教育は子供の成長にかかわる貴重な営みの場として、それに携わる教育委員会の方々が十分に活躍できる——活動できるというんですかね、そういう体制をつくるのが、やはり大事だろうというふうに思っています。

どうしても今のこの間のずっと流れで見ますと、形骸化するというか、業務を執行するだけという、そういう受け皿機関になる可能性も、実を言うと秘めているというふうに思うんですね。そういう意味では、そういう市長の側から支配を強めるという——構図としてはそうなるんですけど、それが実態としては教育委員会そのものが生き生きと活躍できるような、そういう場づくりというか、組織づくりというか、あるいは活動の拠点づくりというか、そういったことを保障することが非常に大切だというふうに思うわけでありませ。そういう意味では、教育委員の権限や能力を弱めるのではないかとというふうに危惧して、実を言うと質問したということでありませ。

これから——今度これから説明会があるというふうに伺っておりますけども、今度の条例改正に当たって、教育委員会の独立性、そして教育委員の活動を強化する、そして何よりも子供たちの学び、成長することと権利を保障していく。そして、いざというときには一致して対応していくという、そういうあり方をきちんと確立してほしいというふうに思っております。

そういう意味では、特に市長にということではなくて事務方になるかと思っておりますけども、事務

方の仕事が大切だというふうに——受けとめ方は大切だと。どういうふうに起案するかというところが、実を言うと大切だと思っております。そのところも少し心にとめていただいて、さっきもちょっと事務方の話をしましたけれど、やはり行政執行というのは、やっぱりそういう行政官があってこそその体制だというふうに思ってます。その辺のところをきちんと改めて申し上げたいと思っております。

それと、最後に、総合教育会議そのものの公開は、原則公開するというふうにはなっているかというふうに思うんですけども、実を言うと議事録作成とか公表は、それぞれに任せるというような——案としては出されており、最終その中身までちょっと確認できてないんですけど、その辺については、どのようにお考えなのか、もし、あったら、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の法律については、ちょっと言葉が適切ではないかもしれませんが、これまで二転三転の大きな議論がありました。こういう過程において、しっかり私もその議論の行方については承知をさせていただいているところであります。

先ほどもお話をさせていただきましたように、介入という言葉を使うと、いろいろ誤解が生じるんですが、やはり教育委員会の独立性というのは今後も尊重されると、こういう認識のもとで、今回の要点は、一連のいじめ自殺問題などの、こういう問題などに迅速に対処するために、首長の権限を強化し、いわゆる責任体制を明確化することにあると私は承知しております。

したがいまして、私に課される責任が重くなるというふうに承知してますので、今、議員の御指摘の話もしっかり踏まえまして、あるべき姿の教育行政について、しっかりしたかじ取りをしていきたいと、このように思います。

それから、公開性の問題については、先ほども触れましたが、9月29日に詳細な説明会が予定されていますので、そこでしっかり我々も把握していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

うきは市の上水道整備計画について質問をさせていただきます。

8月31日に市民シンポジウムが開かれましたが、市民との対話による合意形成に踏み出した点は当然のことと思いき、引き続き市の説明を求めてまいりたいというふうに思っております。

第1点目は、平成13年度の上水道事業計画策定から13年が経過し、平成22年から23年にかけて見直しは行っておりますが、人口動態や下水道の普及状況を踏まえ、改めて見直しする

計画はないか、お尋ねしたいと思います。

2点目は、市民に対する説明は今後どのように進めていくのか。

上水道整備計画では普及率70%で立てられています。接続率についてはどのような見通しを持っておられるのか。近隣の自治体の接続率を確認しているか。また、財政上の負担や市民の負担について明らかにして、必要に応じて住民アンケートの実施が必要ではないかと考えますが、その辺の所見を伺いたいと思います。

3点目は、水道事業の今の計画では、維持管理、起債償還など50年間のうきは市の財政全体に与える影響は、試算、検証をしているかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市の上水道整備計画について4点のお尋ねをいただきました。

1点目が、上水道基本計画の見直しについての御質問でございますが、議員もおっしゃるとおり、平成13年度に策定された浮羽郡上水道基本計画については、平成22年度に見直しをしておりますが、これは吉井町、浮羽町合併により旧浮羽郡が消滅し、うきは市が誕生したこと、また、策定から一定の時間が経過したことから、資材費、労務費等の価格変動等を考慮し、再編をしたものでございます。

今後、小石原川ダムは平成31年度の完成を目標に工事が進められており、この時期にあわせて上水道の一部でも供用開始するためには、うきは市として、上水道の認可を受けるために上水道事業経営認可申請書等を策定する必要が出てまいります。これにあわせ、平成22年度の上水道基本計画の見直しの際には、検証していない、いわゆる事業費以外の社会変化等の項目についても精査していく必要があると考えております。

2点目が、上水道事業における市民に対する説明と給水普及率についての御質問でございますが、議会初日の行政報告でも申し上げましたとおり、去る8月31日に、かわせみホールにおきまして上水道整備市民シンポジウムを開催し、会場の皆様方へ私から直接、御説明を申し上げたところではありますが、これまでも区長会を通じた区長さん方への説明会や、市議会議員の皆様との勉強会を実施してきたところでもあります。

また、平成20年から平成23年にかけて7回、広報うきはを通じ、説明を行ってまいりました。現在でも、広報うきはにおいて、昨年の9月1日号を皮切りに、数回にわたり特集記事を掲載しているところであります。今後も市民の皆様への説明責任を果たしながら、住民アンケートを実施することにより、上水道事業実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、いわゆる給水普及率については、上水道基本計画においては70%としておりますが、

今後、住民アンケートの結果に加え、景気の動向などの他の影響項目などを加味しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

近隣市町村の現状で申しますと、人口規模及び環境が類似しております筑前町では、平成21年7月から一部地域で給水を開始しておりますが、平成25年度末時点で給水計画人口に対する給水普及率が47.1%となっているところであります。

3つ目が、住民アンケートの必要性についての御質問でございますが、住民の皆様へのアンケートについては、先ほど述べさせていただいたとおり、時期を見ながら実施する予定でございます。そのためには、市民の皆様を上水道事業に対する一層の御理解を深めていただくことが重要だと考えております。

市民の皆様の御負担となる水道料金についてですが、一般的に水道料金を算定する場合、算定時点から、おおむね3年から5年の期間を設定し、その期間内の水の需要量を景気の状態等を踏まえて予測し、水道施設計画とともに経営効率化計画に基づいて算定することになっております。平成22年度の上水道基本計画の見直しの際には、具体的な水道料金の試算まで行っておりませんが、今後、上水道事業経営認可申請書等を策定していく中で、時期は未定であります。早い時期に水道料金を算定し、市民の方々へお知らせできるよう努力してまいりたいと考えております。また、水道料金が試算されてない現状では、財政上の負担についても提示することが困難であるため、水道料金の算定とあわせて検討していきたいと考えております。

4点目が、50年間にわたる、うきは市の財政全体に与える影響についての御質問でございますが、平成22年度に行った上水道基本計画の見直しにおきましては、50年間の建設費や維持管理費についての試算は行っているものの、水道料金収入や一般会計からの繰り入れ、起債などに伴う財源など、総合的な財政負担についての試算は行っておりません。今後、上水道事業の計画が具体化していく中で、上水道事業以外の大型事業等の計画も考慮に入れながら、うきは市の財政に与える影響を検証していくことになろうかと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 再質問させていただきます。

今回、改めて上水道事業整備計画について、私自身が議員になる前に議会傍聴をした際に、議会の一般質問の中で水道計画が存在することを知ったというのが私自身の、そういう意味では、広報も十分に読み通していたつもりではいるんですけども、ずっと流されているという実態がやっぱり僕自身もあるわけです。

その点で、そもそも上水道計画がどのようなものか、どこで決定されたか、どの時点で執行されたのか、なかなか判明しなかった。情報公開請求を実はしたら、文書存在なしと。水道事業計画について議会の議決はあるんですかというふうなことで聞いたら、文書存在なしということで

した。

そういう意味では、その経過を調べるのも正直言って大変だったというのが私の実感です。そのようなものが二百数十億円——全体事業で2,000億円弱ですけれども、こことしても300億円を超える——総体です、総体でそのぐらいの金額になると思うんですけど、そういう事業が着々と進んでいるという実態があるということを、僕は驚きを隠せないというか、そういう思いでありました。

そこで、伺いたいと思いますけれども、旧吉井町、旧浮羽町で確認された上水道整備計画は、議会で承認されたかどうか。パソコンで全然、過去の旧町の議決についてはちょっと調べることができなかったの、改めてお尋ねしますけれども。過去のことなので、議事録など資料はあるの、どうかをちょっと改めて確認して、どこで決まったのかをちょっとお尋ねしたいというのが1点目。

また、小石原川ダムへの利水のために、独立行政法人水資源機構に対して平成17年9月に、利水のための24億1,200万円、費用負担を同意の回答を行っているという実態があるわけですね。これは議会の全員協議会で同意を得たというふうに、この間、発言されております。これについて、私もさっき情報公開で確認したら、文書は存在しません。当たり前ですね。私も全員協議会を改めて出しましたが、議事録というのは公開しないというふうになっているんですね。

そういう意見調整の場が、大声で承認同意されたというふうに言っているわけですけども、決定機関でも何でもないと、そういうところで決まったものが、24億1,200万円を拠出するというふうになったことが、なぜ議会の承認を経ずに行ったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、水利権の設定と水道整備計画は一体のものと考えております。平成24年7月までに市民への公開——市報ですね、それに掲載されなかったのかな。それ以前もあったのかもしれないんですけど、あそこの文章上はそういうふうになってましたので、この間、公開、発表、お知らせしてなかったの、改めてお知らせしますという一文が入っているわけですけども。なぜ、そういう公開をしていなかったのか。ましてや平成13年度の上水道整備計画の策定とあわせて、こういう情報というのは公開すべきだというふうに思います。私は、それは当然だというふうに思います。

もちろん、さっき言いましたような認可申請書に基づいて、いろんな財政負担上の経費を見込まなきゃならないというのは、それはそれとして当然の、これも作業です。はっきり言ってですね。そういうことは当然であるというふうに私は思うわけですけども、根本的に市民無視で行って来て、さっき言ったように、正規の機関、議会の議決を経て行って来たということではないということを見ますと、言葉はあれですけども、議会軽視と執行部の独断ではないでしょうか。

というふうに思うところであります。こういった市民不在の計画について、改めて一旦白紙に戻して、そして、つくり直す、そういうことを改めて求めたいというふうに思います。

以上、3点ですけども、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 平成13年度に策定した浮羽郡上水道基本計画についての性格というか、そもそものきっかけを御説明しないといけないと思いますが、これは先日のシンポジウムでも私、申し上げたように、たしか平成12年10月に、筑後川流域最後のダムということで小石原川ダムの話が持ち上がって、当時、浮羽郡に上水道計画を県から促された経緯があります。詳しくは御説明しませんが、その中で判断の材料として、この基本計画が策定されたものと、このように承知をしております。そして、地下水方式ではだめなのか、ほかの選択方式はだめなのか、いろいろな検討をした結果、最終的に筑後川流域最後のダムである小石原川ダムに乗らないと、将来、永遠とこの浮羽郡は上水道整備ができないと、こういう判断に立って、平成14年に水資源機構——今の水資源機構のほうに参画を表明したということでありまして。

それまでの間、議会と全員協議会の中で議論をしながら結論に至りました。24億円の経費の負担については——これは平成17年の話でございますが、このときも全員協議会で議論をしながら決めたわけでございますが、なぜ全員協議会でこういう大きなことを決めるのかと、こういうお話なんです、当然こういう計画の時点では予算も伴わないし、条例も伴いませんので、本議会で議論することができません。しかし、現時点では、うきは市議会基本条例が制定されましたので、今であれば、そういうことはないと思いますが、当時こういう基本条例があれば、こういう上水道事業の基本計画について議会で議論する場があったらうと思っておりますが、当時は残念ながら条例がなかったもので、そういうことであるということ、ぜひ御理解をいただきたいと、こう思います。

しかし、これだけの大きな事業でありますので、我々執行部一存でこういうことを判断するには耐えられないところもありますので、議員の皆さんと一緒に真剣に考えて、小石原川ダムへの参画表明をしたということ、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、広報うきはへの掲示、先ほど答弁させていただきましたように、平成20年から23年にかけて7回掲載したという話で、それ以前はどうだったんだというような御指摘があります。ちょっと詳細な——市民の皆さんへの説明責任については、詳細なところを今ちょっと私つかんでないんですけども、いずれにしても、議員御指摘のように、これだけの大きな事業でありますので、しっかりした説明責任を果たしていくことが我々行政に求められているということは言うまでもないということでありまして。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 要は、全員協議会でやはり確認したということで、あくまで通すということでありませうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、全員協議会は、議決機関ではありませんので、確定ということじゃないんですが、議員の皆さんと率直な意見交換をして、方向性について大体確認がとれたと、こういうふうに御理解いただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 正直言いまして、その辺のところ、やっぱりずれが生じる原因だというふうに思うんです。

だから、確かに流れは流れとしてあると思うんですけど、実際に市民との合意というか、大枠での合意ですね、これをやっぱり大事にするというのが、やっぱり行政に当たって一番大事なことだろうと思うんですね。町を二分するなんていうのはとんでもない話で、そういう点では、やっぱりもとに戻って、やっぱり話を、スタンスを、決定を前面に出すのではなくて、経過はきちんと説明しながら相手の話を十分に聞いて、もう一回つくり直す、そして、必要に応じて市民のところに聞いた。そういう意味では、今回のシンポジウムは非常によかったというふうに思うんです。いろいろありますよ。全てがいいとは私は思っていないけれども、そういうスタンスをやっぱり持つという、行政の立場として市民の声を聞くというスタンスは、やっぱり知らせる、そして声を聞く、そのディスカッションがやっぱり、実を言うと大事だというふうに僕は思うんですね。そのために市民の代表である議会があるわけで、その議会のところでの予算は、確かに実際の執行は後になるわけですよ。これは、国営事業は全部そうですよ。はっきり言って、何かをつくり出すというのは、お金がなくても議決だけでできるんだから。

そういう意味では、それでいいのかどうかということを深く考える必要がある、こういう事業についてはですね。ましてや、さっき市長の答弁では、早い時期に努力するとおっしゃってましたけれども、その早い時期がいつなのかは、試算とか検証とか、そういったのも、なるべく早い時期に許可申請を出す中で検討していきたいというふうなことでしたので、それではねという。

だから、シンポジウムを前に進めるんだったら——いや、別に賛成とか反対とかというんじゃないで、事を前に進めるということであれば、そういう市民の声を十分聞くというスタンスは、僕は必要だというふうに思います。それを前提にしながらちょっと話を進めます。

接続率の問題について70%というふうに設定されているわけですけども、今言ったように、この間、事業計画のところ、もらった資料の中で、実を言うと、こういう文章が出てくるんですね。普及率の設定について、水道事業アンケート調査結果をもとに設定するとしているが、将来普及率は72%に設定されているので、町の施策として、どの程度の普及率まで上昇させるも

のとして検討する。これ、13年度の計画書の段階の話ですけど。次に、アンケート調査結果であるが、浮羽郡と同様に地下水が豊富で、過去に水に困ったことのない地域である。このような環境における町民の水道事業意識調査である資料があるわけですね。それをもとにして調査を行った数字があるわけですけども、同様の結果が想定されるということで70%という、そういうふうに書いてあるわけですけど、73.9%の町民に水道加入の意思があるとして、前提に事業を組み立てている、この数値を組み立てているというのが現状だというふうに思うんです。

実は、そのアンケートのとり方も、どちらにとるかということであるわけですけども、加入するとしたのは、今やっている井戸水をやめて加入する、そして、加入して井戸水と併用して使うというのが「加入する」だったんですよ。それが34.1%だった。加入しないが、悪くなれば加入するというのが39.8%。加入しないという人が26.1%。全体で88名でした。要は将来の水への不安が加入の動機づけとなっていると考えられるというふうに、ここでも記載されているわけですね。

うきは市の広報は、将来に水の不安もあるというふうに言っているんですね。不安をあおればあおるほど、それは当然そうですね。水がなくなると、それは生活に困りますから。実は、加入するとした中の34.1%はいいんですけども、加入しないが悪くなれば加入するという方が39.8%と言いましたけども、それも加入するのほうになっておりまして、それが全体の73.9%の構成になっていると。どっちでもとれるんですね。逆に言えば、65%の人が当面、加入しないということを言っているわけですね。そういう実態が水の豊富な——これ、どこかはわかりません。黒線で引かれてましたから、わかりませんけれども、そういう実態があるわけですね。そういう点からも、やっぱり慎重さを求められる。

これは、そもそも論になるんですけども、平成14年に策定した福岡県の筑後地区広域的水道整備計画というのが、実を言うと、皆さんの頭の中にどんと重いものがあるんだろうと思います。それに拘束されているというのが実態だと僕は思います。そういう意味では、もう一度、さきのシンポジウムで、何を今さら検討しているのか。決まっていることだというふうに発言された方がおりました。それに拍手をされた方もおられます。私は、それは、それでもうきは市民ですかというふうに伺いたいと思ってます。ふるさとを思いやる気持ちや愛する気持ちはないのかなというふうに、実を言うと思ってます。

これだけ地下水が豊富で、名水の町で、しかも、今回の議題にもなって条例案としても提案されている、地下水を保全する条例を県内で——福岡県内で多分つくるのは初めてだと思いますけども、そういうところで、地下水を水源とする水道設備をつくらずに、下流から持ってくる水道事業のみを推進する——要するに、のみですよ。推進するというのは、どうしても市民としてやっぱりおかしいというのを思うのは普通だと僕は思うんですね。おかしいと思いませんか。

私が言っているのがおかしいんですかね。

地下水は、うきは市の宝だと思います。政治的な経過及び誘惑というか、感情に流されずに、市民が大切にしている宝を有効に生かす道を考える。今までの計画を策定してきた執行部が、それを考えることが大事だ。状況が変わってきているって、時代の流れの中でそうやって変わってきているんだということを改めて考えることが求められるのではないかなというふうに私は思うんです。そういう意味では、冷静な論理の中で判断をするということが非常に大切だというふうに思っております。

先ほど、まだ財政負担上のことについては、平成22年でも見直しをかけてないというか、最初の事業計画でしか成り立ってないということで、資料がないということなので、これ以上、話ができないということなんですけど、私は水道計画そのものが、そういう意味で市民の大切な命であるわけですから、それをやっぱり大切に作る組み立てを考えていく。賛否両論は確かにある。今までの決まり事もあったでしょう。でも、それをやっぱり勇気を持って見直していく。でなければ、テレビがああやって先日も来ているわけですよ。市長もお出になったのか、コメントを出されていると思うんですけども、そういうところをやっぱり、本音と建て前じゃなくて、実際に行動と同じというふうにしていただきたいというのが私の思いであります。そういう点から、改めて水道事業計画の整備計画の見直しは行いませんか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁をさせていただいていますように、我々にとっては、水道事業の認可を受けるために、水道事業経営認可申請書等を策定することが目の前の課題だと、このように考えております。

そういう中におきまして、議員御指摘のように、接続率というのが大きな課題であります。うきは市が上水道事業を経営していくためには、地方公営企業特別会計ということで基本的に独立採算でありますので、やはり水道を使っていただくユーザーというか、市民の皆様の御理解と御協力なしにはこの経営というのは成り立ちませんので、そういう面におきまして、ぜひ、しかるべき時期にアンケート調査をとって、計画的に事業の執行を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、時間がありませんので、接続率について、実を言うとなかなかわからない。近隣の自治体の水道事業——全国のところも含めて、普及率は給水人口比率で出るわけですけども、接続率は、実を言うとなかなかわからない。行政執行の場で調査しないと多分わからないだろうというふうに思う。それも含めて、試算する場合の非常に大切なことでもありますので、その辺の情報も、ぜひとも今後とも詰めていきたいというふうに思っていま

す。

そこで、次の質問に移りますけど、時間がないので、しかも、学童保育については今回、条例の改正もちょっとあるので委員会での論議もあるかと思しますので、項目だけお読みして回答を一旦いただきたいというふうに思います。

平成24年の8月に成立した、子ども・子育て関連三法、その中で、子ども・子育て支援法が制定されております。来年4月から本格的に施行されますが、学童保育は児童福祉法に位置づけられる福祉事業であります。

それで、1番目、子ども・子育て支援事業計画の準備状況のタイムスケジュールを伺いたいということであります。

2番目、うきは市の学童保育の現状は、各保護者会が運営していると思うが、統一した条件整備を指導しているのかどうか、課題をどのように認識しているのか伺いたいというふうに思っております。

3点目、条例制定にあわせて、子供世帯の住みやすいまちづくりを目指して、指導員の処遇と施設の拡充予算を求めたいと思いますが、その辺はいかがか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま学童保育について3点の御質問をいただきました。

まず、1点が、子ども・子育て支援事業計画のタイムスケジュールについての御質問ですが、子ども・子育て支援事業計画については、平成25年9月に株式会社ぎょうせいと業務委託契約を締結して策定を進めております。

契約期間は今年度末までで、25年度は主にニーズ調査を行い、データの集計、分析等を行っております。26年度、今年度は量の見込み、確保方策の検討を行い、年末ごろには計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施するなどして、最終的には年度末に計画を確定するスケジュールになっております。また、計画策定に当たっては、子育て関係者の意見を計画に反映するため、子ども・子育て会議の設置が努力義務化されております。

本市におきましても、これまでありました次世代育成支援対策審議会のメンバーに、公募により新たに選定した子育て当事者の3名を加え、昨年10月に子ども・子育て会議を設置しております。25年度は3回の開催実績であり、26年度は5回の予定で会議を開催して計画策定を進めていくこととしております。

2点目の、うきは市学童保育所の条件整備と課題についての御質問でございますが、現在、うきは市には8カ所の学童保育所があります。そのうち、大石校区の遊林福祉会が運営する遊林学童保育所を除いて、それぞれの保護者会に委託して運営を行っております。

運営に当たっては、これまで平成19年に国が示した放課後児童クラブガイドラインと、うき

は市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づいて実施してきました。要綱では、「指導員の配置に関する事」と「開設時間に関する事」について具体的な基準を定めていますので、各学童保育所はこれを満たした上で、それぞれの利用状況に合わせて独自の運営を行ってきたところがあります。

次に、課題についてですが、大きく2つあると認識しております。

1つは、現在の保護者会の運営でよいのかという問題です。

保護者会の役員は、ほぼ1年程度で入れかわっておりますので、十分な引き継ぎができない場合も多く、なれてきた時期には交代ということにもなっています。また、学童保育所の事務もいろいろと煩雑で、仕事を持つ保護者にとっては負担になっているということが挙げられます。

もう一つは、指導員の確保の問題であります。学童保育所は指導員がいなければ運営は成り立ちません。しっかりした賃金体系が確立されていないこともあり、安定的な指導員の確保がなされないということが挙げられております。

3点目が、条例制定にあわせて、指導員の賃金・処遇と施設の拡充予算はどうなっているのかという御質問でございます。

まず、指導員の賃金・処遇についてですが、各学童の独自の運営の中で、指導員は各学童保育所と直接契約する形となり、賃金・処遇も異なっているのが現状であります。賃金・処遇については、地域の中でしっかりとした運営主体を確立していくことが重要になってまいります。他の自治体の例では、社会福祉協議会が運営するケース、各学童保育所から理事を選出して連合会を設置して運営するケース、民間団体が運営するケースなどがあります。このようなことを踏まえて、今後、国の動向を見ながら賃金・処遇の改善について検討してまいりたいと思います。

次に、施設の拡充についてですが、御承知のとおり、今議会に、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程しております。条例の中身は国が示した基準をもとに作成したのようになりますが、2つの点で既存の学童保育所に多くの基準内でおさまらない状況となっております。1つは、第9条の、専用区画の面積は児童1人につき、おおむね1.65平米以上とする部分であります。もう一つは、第10条の、支援の単位を構成する児童数は、おおむね40人以下とする部分であります。

まず、面積については、専用区画の面積を保育室だけの面積とした場合、基準の範囲内であるのは、8カ所の学童保育所のうち、姫治学童保育所の1カ所だけになります。仮に、施設全体の面積で算定しても、8カ所のうちの3カ所は基準を下回ってしまいます。

次に、人数ですが、40人を下回る学童保育所は、江南学童保育所、大石学童保育所、姫治学童保育所の3カ所で、他は基準を大きく上回っています。基準値は相当にハードルの高い数値であり、短期的にこの基準を満たすことは困難であるため、既存事業所については当分の間、規定を

適用しないことができるとする経過措置を設けたところです。

しかし、将来的に児童数が減少することが明らかな中で、施設の拡張等は慎重にならざるを得ません。また、平成26年5月には、産業競争力会議の中で厚生労働省と文部科学省が協力して、放課後子ども総合プランを策定して、総合的な放課後対策に取り組むことが発表されています。共働き家庭等の児童だけでなく、全ての児童が多様な体験活動を行うことができるよう、学校の余裕教室等を効率的に活用し、可能な限り放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施するように考えております。そして、来年度から5カ年で約30万人分の受け入れ枠を拡充する方針で、新規に開設する学童保育所の約80%は小学校内の施設を利用するとの目的設定がなされているところであります。

国による事業展開が今後なされていく中で、当然、本市におきましても、教育委員会も学童保育に主体的にかかわる体制を確保しなければ、その推進も困難と考えられます。このような動きを的確に捉え、福祉と教育の円滑な連携も視野に入れながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 時間が来ましたので、あと、この点については常任委員会等でまた発言していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 許可をいただきましたので質問に入ります。何度も質問をいたしますけれども、なかなか上手に質問ができません。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、1つ目、ハラスメント対策について、2つ目は、フルーツロード近辺を活用した、うきは市のアピールについて、3つ目は、来庁者への対応について、以上、3点を今回、質問をいたします。

まずは、ハラスメント対策について。

うきは市庁舎内でもハラスメントにより、1人で悩んでいる職員がいるかもしれません。そんな方のために、早急にハラスメント対策を講じる必要がございます。将来的にはハラスメント相談室——仮称ではありますが、設置することが急務だと思っております。その前段階として、設立準備室ないしは準備委員会の設置は考えられないかという質問です。

少し述べさせていただきます。

うきは市の正規職員は243名、臨時職員が205名、計448名いらっしゃいます。このよ

うな組織の中で働く人たちに、目の届かないところで何かがあっても不思議ではありません。都道府県労働局等に設置した総合労働相談コーナーに寄せられている、いじめ、嫌がらせに関する相談件数は、平成14年6,627件、平成23年4万5,039件となっており、7倍に膨れ上がっております。

今のところ、うきは市では女性の方の病欠と産後休暇ぐらいで、問題があっているとは把握はしておりません。昔は問題にならなかったハラスメント、職場の常識が変化したセクシュアルハラスメント、鬱病が増加、また、労働問題としてのハラスメントが多くなっているようです。

ここで少しハラスメントを御紹介いたしますけれども、皆さんが普通、口にしますセクハラ、上司からのハラスメント、ソーハラ——メディアを通じてのハラスメント、ソーシャルメディアハラスメント、テクハラ——テクノロジーハラスメント、パソコンに詳しい人がそうでない人をハラスメントする。また、マタハラ——マタニティハラスメント、女性のお産、育児休暇に対するいろんなハラスメント。解雇等も含まれております。また、パタハラ——男性の育児休暇ハラスメントです。男性が育児休暇にかかわる休暇のハラスメントでございます。そのほか、アカハラとかドクハラ、アルハラ、カラハラ、スモハラ、スメハラ、ブラハラと、多くのハラスメントがあります。このことを調べた上に、家を出たら本当に何事も言えないという恐怖感でいっぱいでございますが、大きく挙げて、セクハラ、ソーハラ、テクハラ、マタハラ、パタハラなどが大きく挙げた1つのハラスメント問題ではないでしょうか。

まず、隗より始めよという言葉がございます。ハラスメントは組織の中の力関係を生み出したもの場合もたくさんございます。行政がこのうきは市庁舎内から始めてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまハラスメント対策について、ハラスメント対策について相談室を設置してはという御提案についてでございますが、ハラスメントとは相手に迷惑をかけること、嫌がらせと説明されておりますが、近年、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの聞きなれたハラスメント名以外にも、今、議員のほうから御紹介がありましたように、マタハラ——これはマタニティハラスメントと称しているようでございますが、妊娠や出産を理由に、職場などで精神的、肉体的にいじめや嫌がらせを受けること、あるいは、テクノロジーハラスメント——これはパソコンやインターネットなどのIT系の技術などにたけた人が、そのような知識のない人に対して、意図的にわからない専門用語で話したり、単純なことも難しいかのごとく感じるように説明したりする嫌がらせのことであるということでもあります。このほかにも、さまざまなハラスメントが取り上げられ、一説には26種類のハラスメントがあるとも言われてお

ります。

市においては、セクシュアルハラスメントについては防止のための指針を作成し、管理職会議を通じて全職員に回覧し、毎年、周知徹底を図っているところであります。また、パワーハラスメントについても、厚生労働省からの通知を参考に、それぞれの職場で発生することのないように、相手の気持ちに立った言動、行動を行うよう、そして、どういった行為がハラスメントに該当するかなどの事例も示しながら、ハラスメント防止について全職員に指導を行っているところであります。

また、月2回設けている産業医の相談日には、身体、精神の相談のみならず、ハラスメントについても相談されるよう、全職員に毎月、周知し、早目の対応に努めているところであります。日常的な相談については総務課人事秘書係を窓口とし、ハラスメントを含めた相談に対応し、必要に応じて産業医とも連携しながら職場環境の改善に努めているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。2回目、質問をいたします。

このハラスメントの対策室の設置しなければならない理由、こういうものを少し述べさせていただきます。

今、市長の答弁におきましては、うきは市内においては常に管理職等で努力をしているということでございますけれども、設置と常々努力をしているは少し違っていると私、感じますので、なぜ設置をしなければいけないのか、こういうことを少し述べさせていただきます。

特に女性に対するセクハラ、マタハラ対策は、現在、国が推進する男女共同参画社会の実現とともに連動し、今の社会の流れでございます。セクハラは言うに及ばず、マタニティ対策は安心して子育てができるという点から、少子化現象に歯どめをかける最も重要な方策であり、この認識を浸透させることが今の日本に求められております。

また、ハラスメントで悩んでいる方のケアをして、意欲を持って職務に励んでいただく。また、女性職員においては、これからもっと持っている力を一層活用し、社会に貢献してもらう。職員誰もが働きやすく、持てる力を存分に発揮できるよう、快適な職場環境を職員全員が作り出すことが、うきは市を活性化させる最短の道であることを断言できます。ハラスメント対策はその実現の一助となることを確信いたしております。

ハラスメント対策に向けて、準備室か準備委員会を立ち上げ、最初に相談員の人たちを決め、秘匿性——秘密を守ることですね、秘匿性を確保するため、専用メールアドレスを設定し、対面しなくてもメールで受け付けができるようにする。相談員は外部から専門家に依頼し、必要があれば本人と面談し、適切なアドバイスと対処方法を指導してもらう。これを、市長を初めとするトップで対策委員会を設置し、報告し、処理を行う。このようにするのが一番の策ではないか

と考えております。専門の相談員に相談しないで、内部の対策委員会のほうで処理ができれば、これは最高だと思いますが、まずは内部のほうで聞いてやる——聞いてやるということが一番重要ではなかろうかと思っております。

また、ハラスメントについては、言葉も意味も知らない、マタハラについては言葉も意味も知らないというのが79.5%、全国的な統計です。意味も言葉も知っているが6.1%。でも、4人に1人はマタハラ被害を受けていると答えております。5割の女性が、職場では何かしらのハラスメントを受けたことがあると感じていらっしゃいます。

妊産婦への支援制度がある職場は47%と、半数以下でございます。さらに、その制度が十分活用されている職場は、わずか16%であります。また、マタニティハラスメント——マタハラとは、働く女性が妊娠、出産を理由とした解雇や、雇いどめをされることや、妊娠出産に当たって職場で受ける精神的、肉体的ハラスメントで、働く女性を悩ませる、セクハラ、パワハラに並ぶ3大ハラスメントの1つだと感じております。

政府が新たな成長戦略に、日本再興戦略は女性の活躍推進が一番だと盛り込まれ、平成26年6月に、日本再興戦略に閣議決定をされたように、女性の職場の位置は非常に重要視されております。こういうように、いろんな問題が、見えないところであるということもありますので、ぜひ、そのことを考えていただきたいと思いますが、もう少し述べさせていただきます。

パタニティハラスメントは説明しましたですかね。男性が育児休暇をとるというパタニティハラスメントです。それに対するハラスメントです。この言葉を知っているというパーセントも36.8%。言葉は知っており、意味も理解しているが35.3%です。でも、これは実際に、男性が育児休暇をとるということは非常に現実には難しいようです。男女共同参画である男女が社会の対等な構成員であることも、人権が平等に尊重されること、また、女性のさらなる社会進出を推進し、多様な分野で能力を発揮する。活力ある社会の担い手になってほしいということですが、女性がですね。

このような社会の流れに対しても、うきは市庁舎内から発信をしていただきたい。うきは市全体でハラスメントがなくなるように、うきは市庁内から発信をしていただきたいという思いでも質問をいたしております。うきは市全体でハラスメント対策について考えていただくきっかけともなりますが、いかがでしょうか。前向きな御返答をよろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ハラスメントは人間の尊厳というか、人格を侵害する、決してあってはならないものだと認識をしております。今後も適切な指導をやってまいりたいと、このように思います。

それから、相談のあり方なんですけど、今、議員のほうから具体的な提言をいただきました。こ

の体制のあり方については検討させていただきたいと思いますが、重要なことは——あつてはならないんですが、そういう事象が起きたときに、被害者の方がひとりで悩まないようにすること、これが非常に大事であると、こういうふう認識をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 3回目。

実は私も議員になりまして、庁舎内で三度ほど、職員の方に話を聞いてほしいと言われたことがございます。下の階のホールのほうで聞いたこともございますが、ただ聞いただけで、本当に心が和みましたと言われて、退職までお勤めをされました。

そこに、なかなか人に言えない悩みです。だから、わからないようにそっと聞いてあげるといふこと、そういうのが大事ではなかろうかと思えます。本当に精神的な細やかな、心に傷をつくる、部屋もつくれば、「君、何か悩みがあるの」と言われます。その部屋でさえ、つくるのもちゅうちょするような、本当にナイーブなものでございます。そういうことを考え合わせながら、ぜひ、うきは庁舎から発信をしていただき、うきは市全体のハラスメントがなくなるようにという思いも込めまして質問をいたしました。

それで、なぜ、このような問題が起こるのか。特殊な問題ではないということですね。ハラスメントの影響としては、被害者本人に与えるものは身体的、精神的な悪影響。加害者と一緒になりそうな場所に行けなくなる。それから、早目の退職、また、休職に追い込まれる。また、組織に与える影響としては、社員同士の信頼感の喪失と勤労意欲の低下。また、業務への遂行支障。また、大きな組織へのイメージ悪化がございます。そして、問題が大きくなれば訴訟にも発展しますし、経済的にも時間的にも本当に負担がございます。

ハラスメントの背景には、個人的加害者の特徴としては、人権意識の欠如、それから、性別役割の分担意識、男性優位の体質化、ここには男女共同参画の社会の欠如があると思われま。コミュニケーションや共感能力の欠如もございます。また、組織の背景特徴には、閉鎖的であること、また、IT化がされていること、成果主義や競争主義であること、それから、価値観の画一化でございます。高い社会的使命感ももちろんございますし、正論のハラスメントなどもございます。

最後になりますが、社会的にパワハラ対策強化の動きとしては、直接の法的規制はございません。ただ、事業主の安全配慮義務や職場環境調整義務がございます。職場のメンタルヘルス対策も大切です。認定基準にパワハラ追加もあるために、労働訴訟の多発も現実にあっております。

自治体独自にパワハラ防止ガイドラインを策定する動きもあっているようです。兵庫県のほうで指針が出ております。パワハラ対策の組織の極意としては、防止活動はもちろん、調査体制ももちろん、管理監督の責務ももちろん、良好なコミュニケーションのとれる職場環境の形成もも

ちろん、それから、ハラスメントを許さないという意思表示ももちろんでございます。ところが、大きなものは相談体制だと私は思っております。相談や苦情申し出へのシステムに沿った迅速な対応は重要でございます。

このハラスメントは大きな問題でございます。設置することで起きない、起こさないにもつながります。ぜひ、うきは市全体をハラスメントから守るために、行政のほうで前向きに、隗より始めていただくことを検討していただきたいと思っております。最後の質問です。答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、職員等への安全配慮義務、これは私に課せられた大きな責務だと、こういうふうにとめております。そしてまた、市民の皆さんから負託を受けて、いろんな行政課題を抱えている中で、職員が一体となって行政運営と申しますか、事業を執行していく上で職場環境というのは非常に重要であります。こういう中にハラスメントの問題が生じますと職場環境が一転をしますので、これは、ひいては行政運営にも大きな影響を与えます。これは議員御指摘のとおりであります。

先ほどからお答えしてまいりましたように、相談のあり方については、今後、検討させていただきます。要は1人で悩まないような、そういう体制をきちっとした構築をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、1番の質問を終わります。どうぞよろしく願いをしておきます。

2つ目の質問に入ります。フルーツロード近辺を活用した、うきは市のアピールについての質問でございます。

約3年前に国土交通省との提携をし、福岡のほうの九州地方整備局に富山所長がおいでの際に、非常に全国に例のないことだということでしたけれども、許可をいただき、バイパスにフルーツロードを開設いたしました。フルーツの里うきは市をアピールし、起爆剤として、うきは市駐車場を活用したフルーツフェスタをやってみないかということでございます。

ことしもきれいな桃の花が咲き、花桃、実モモと、どちらも少しずつ大きくなり、実モモは初めて大きな実をつけました。全国で初のフルーツロードで、多くの市民の方々がピンクの花の咲くのを心待ちにしたものです。あれから3年、うきは市のフルーツを全国的にアピールする起爆剤として活用すべきと思います。フルーツフェスタをやってみてはどうかということです。お考えはありますでしょうか。

また、2つ目には、フルーツロードの近辺にあります、日本で唯一、珍しい、仮称ではありま

すが役所温泉——皆様がいつも行っているふれあい荘ですね、これを宣伝してみないかということ。フルーツフェスタと便乗し、「役所温泉」ふれあい荘をもっとアピールしてみたらどうでしょう。

6月22日のネットでは、「足湯無料。うきは市役所で足湯。とってもいいお湯。首までどっぷりつかりたい」との発信がっております。「お湯はナトリウム、マグネシウム、炭酸水素温泉。42.9℃。吉井町新治316」と記されておりました。お湯はいつも音を立てて流れております。いかがでしょうか。この2つをコラボしながら、活性化につなげるようなことを考えていってはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまのフルーツロード近辺を活用した、うきは市のアピールについて2つの御質問をいただきました。

まず、1点目が、フルーツロードを開設しているが、これを活用したフルーツフェスタが開催できないかという御質問でございますが、御承知のように、平成24年1月、議員の皆様にも多数御出席をいただき、国土交通省が実施しています、ボランティア・サポート・プログラムの協定締結を、フルーツロード保全会、国土交通省、うきは市の3者で行いました。ボランティア・サポート・プログラムとは、地域や企業の皆さんに道路の美化清掃に参加していただき、皆さんとともに快適な道づくりを進めていこうという施策であります。

ボランティアではそれ以前も、市の玄関口である国道210号バイパス沿線が雑草で景観を損ねないように除草作業等を行っていましたが、何とか地域振興にもつなげていきたいと、若手農業者や市の職員などでフルーツロード保全会を立ち上げ、このプログラムを活用して、国道210号バイパスの4車線予定地に花桃160本、実モモ60本を植栽して、癒しの景観づくりとフルーツの里うきはのPRを行ってきたところであります。おかげさまで、全国的にも余り例がないということもあって、テレビ、新聞等にもこれまで数多く取り上げていただきました。

さて、フルーツフェスタの実施についてですが、市では8月上旬に巨峰、梨、柿と続くフルーツ狩りのオープニングを記念した、フルーツ王国うきは開国式を行ってありますし、収穫の秋には、うきは祭り、農業祭などのイベントを実施し、フルーツの里うきはを県内外に発信しているところであります。

フルーツロードの花桃の開花は4月上旬であり、この時期にフルーツフェスタを実施することとしても、市内にフルーツがない時期でもあり、大がかりなフェスタ等を実施することはかなり難しいものがあると思います。今後もフルーツの里うきはをブランドとしたPR等については、保全会の若手農業者や各関係団体等と連携して、いろんなイベント等を企画し、取り組んでいきたいと思っております。

また、本年8月11日に、うきは木材チップ活用社会実験協議会を、国土交通省福岡国土事務所、浮羽森林組合、浮羽チップ生産協同組合、国道210号バイパス沿線区長、吉井コスモス街道、道の駅うきは、うきは市で設置をいたしました。その社会実験の1つとして、フルーツロード内に木材チップを敷設し、防草効果を実験することにしております。フルーツロードの活用については、まずは、この木材チップ活用の社会実験を優先して取り組んでみたいと、このように考えております。

2つ目が、日本でも珍しい市役所内温泉「役所温泉」——仮称でございますが、宣伝をしてみたらどうかという御提案であります。

御指摘のとおり、確かに市役所内に温泉や足湯が設置しているのは、日本全国でも珍しいものがあります。しかしながら、この温泉風呂が設置されたのは、市役所に隣接して総合福祉センターふれあい荘が旧吉井町時代に建設され、その中に憩いの場として1つの温泉風呂が設置されたものと考えております。

両町が合併し、市役所のスペースが足りなくなったことにより、総合福祉センターを市役所西別館として改修したとき、温泉だけは残してほしいという要望で存続をしておりますが、当初の設置目的としては、市役所内温泉という位置づけではなかったようであります。市役所西別館改修工事の際に、この温泉を利用して足湯も設置いたしました。現実的には利用者も少なく、宣伝効果も余り上がっておりません。

市としては、市の大きな観光資源として筑後川温泉と吉井温泉とがありますが、今後はこれらの温泉街の活性化をどうするのか、このことが大きな課題であると思っております。特に泉質は大変よいものであると聞き及んでおりますし、国民保養温泉地に指定されているのは、福岡県の中でも筑後川温泉と吉井温泉だけあります。御指摘のことを踏まえ、できれば筑後川温泉、吉井温泉の活性化等の課題とあわせ、温泉や足湯のある市役所としての活用や情報発信についても、今後、検討をしていきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目。

実はこのフルーツロード、やっぱり許可をいただかなくちゃいけなかったんで、大変骨を折ってつくったわけでございます。国土交通省との兼ね合いでできたフルーツロードですので、私の考えとしては、今、市長のほうからフルーツロードを活用した木材チップ社会実験を考えていますということでございましたので、考えてはいただいているということで、うれしく思った次第でございます。

私の考えとしては、国土交通省の広報紙に載せていただくということも可能ではないかと思っております。また、観光庁でPRをしていただくということ、また、県外のメディアの情報を送

り出し、PRをしていただくということも、全国で珍しいフルーツロードですので可能ではないかと思っております。

また、フルーツの時期ではなくても、6次産業で、うきはでとれたスイーツの加工品、そういうものを非常に大がかりにアピールすることもできると思っております。そして、本当に一度、大きな、うきは市活性化の起爆剤になると思いますので、試していただきたい、そういう思いがいっぱいございます。

また、市内の、今のところ高齢者の方が非常に利用しているようでありますが、日々行きますと、本当にお湯は流れておりますけど閑散といたしております。また、先日お風呂に入ろうかと思いましたが、タオルも販売されておられません。行きがかりの立ち寄りの方はお風呂に入れないということです。外来者が立ち寄れば、自然と市内が潤います。その中より定住される方も生まれてくると思います。うきは市に多くの素材がありますので、それを生かしていけば非常に活性化につながるとおもわれます。

また、温泉を活性化につなげるには、温泉内に食事等も必要かと思いますが、今、皆さん御存じでしょうか、置きビジネスという新ビジネスがっております。手ごろな金額で総菜——総菜の真空パックですね、それから、新鮮な野菜を切ってパックする、それを置いていくビジネスががございます。自分でとって、チンして食べる。安価で、非常に安い食品で、地産地消であれば、なおさらいいと思います。

温泉には受付の方がシルバーのほうからおいでしておりますが、もう、タオルも販売していない、何もしていないから、あそこ辺で本当、そんなに言うたら失礼ですけれども、椅子に座っての来客とのお話が盛んであります。せっかくおられますので、こういう置きビジネスもいいのではなかろうかと思っております。成長する空白地帯への従業員ビジネスですね。職員の方も四百何十名おられます。食事を求めて外に出るということもありますが、こういうのをやってみたらどんなだろうかと私、常に思っております。

今、100を超える企業がこの置きビジネスを利用し、従業員さんが大変活用しているということです。将来的に温泉に食事を提供できるのが理想ですが、大きなことを始める前に、呼び水となる小さなことから始めてみて感触を確かめてみる、それもよいのではないかと思っております。大きなビジネスチャンスではなかろうかと思っております。こういういろんなことを考え合わせながら、ぜひぜひ、フルーツロードを活用し、また、ふれあい荘と別に、全国で珍しい温泉ですので、役所温泉と表示をしていただきましてアピールしていただくと、本当に大きな起爆剤になって活性化につながると私は確信をいたしております。

いろんなことを申し上げましたが、私自身、活性化サバイバルは、ただ一つ、実行する力があるかないかと常に思っております。このことを思いながら、市長の最後の見解をお願いいたしま

す。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のこのフルーツロード、そして温泉と足湯のある市役所、場所的にも近接していますので、そういうことを意識しながらの具体的な提言だというふうを受けとめさせていただいております。

フルーツロードそのものも珍しいし、今、市のほうが、フルーツ王国うきはということで全面的にアピールをしております。否定的な話するつもりではないんですが、どうしても議論の中で、やっぱりバイパスの沿線ですので、車の排気ガス等々でなかなかマッチングしないんじゃないかという意見もある中で、まずは、先ほどから言いましたように、うきはの木材チップを活用した遊歩道というんですか、これは防草効果のみならず、ウォーキング——やっぱり、うきはも健康づくりに力を入れてまいりたいと思っておりますので、ウォーキングの効用も出てきます。ここを整備したい。

これに当たっても、国土交通省の話によりますと、多分、全国でも初の試みで今やろうとします。これがうまく機能すれば、うきは市が近隣の市町村にアピールしたり、あるいは全国に発信していくということで我々も受けとめさせていただいておりますが、そういうことをする中で、多くの方がこのフルーツロードにお見えいただいて、チップの上を歩いて健康づくりをする。往来が多くなる中で、議員御指摘のフルーツフェスタ、そういう道もその後に開けていくんじゃないかなど、このように思っております。

それから、温泉、足湯の活用、具体的な指摘をいただきました。私も貴重な、うきはの資源だというふうに思っておりますので、先ほどから答弁させていただいてますように、これをどう活用するのか、そして、どのように情報発信していくのか、しっかり前向きに検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 先ほど市長の答弁の中にありました、日本初——日本初のチップロード、それからフルーツロード、それから役所温泉で固めて、ぜひ活性化につなげ実現していくということを念頭に置きまして、市長にも考えていただき、私も楽しみにいたしております。

それでは、これで2つ目の質問を終わります。

3つ目の質問に入ります。来庁者への対応についてでございます。

市役所内の市民サービスは大変重要と思われませんが、以下のような来客への配慮も必要と考えております。

1つ目、来客に気づきやすい機の配置、これは絶対必要だと思います。また、2つ目には、職員の名札も来客から見えやすい位置につけるべき、このことも大切であります。

たかが机の配置と思われるかもしれませんが、民間事業所等では、お客様重視で対応しやすい、気づきやすい配置を一番考えていることではないでしょうか。活気ある事業所では正面ドアを向いての配置がよくされております。お客様を受け入れる、どうぞという気持ちで机は配置をされております。正面より入ってこられたお客様に早く気づき、目を見て対応、このことだけでも、とてもイメージのよい対応です。売り上げにつながります。「あの、済みません、済みません」と言わせない、パソコンを見てても気づきやすい正面向きのデスク配置を、スペースは限られておりますが、その範囲内で考えていただけないかと思っております。その範囲内で結構です。全部前を向かなくても結構です。

それからまた、職員の名前——名札ですね、つけなくてはいけないからつけるのではなく、相手に対応した自分の名前を記すものです。リボンが長過ぎて、ゆらゆらとして読めない。今はどの業種の方もリボンで名札を記しています。職員か外来業務者かどうかもわかりにくい状況です。また、高齢者においては、家庭に訪問をされても、全て行政の職員と勘違いすることもあり得るのではないのでしょうか。

目的をはっきりと考えれば、左胸の上にきちんとつけておく、この方法が一番と思うのですが、どうしてもリボンと言え、もったきりりと短くつけられないものかと思いますが、いかがでしょうか。

この2つの質問は、きょう各課の課長が御出席でございますので、この場で質問とさせていただきます。じゃあ、市長の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 来庁者への対応について、市民サービス、来庁者への対応について2つの御提案をいただきました。1つが机の配置について、そして、もう一つが名札のつけ方についてであります。

議員からは、さきの議会においても市民サービスの向上を図るための提案をいただきました。そのことにつきましては、現在、実施可能なことより取り組むよう進めているところであります。

まず、机の配置についてであります。議員が言われるように、市民の皆さんを初め、来庁された方に素早く気づき、対応することは、市民サービスの上で基本中の基本であり、非常に大切なことだと思います。

現在は、係ごと等に1つのグループをつくり、机の配列も係ごとに一団となるような配列となっております。現在、庁舎の建設の設計もそのような机の配列で考えられており、キャビネット等の配置もそのことを前提に考えられたものと理解しております。

これらのことや現在のスペース等の状況を考えると、カウンターに向かう形での机の配列は困難と思っています。しかしながら、来庁されたお客様をお待たせすることなく、素早く対応する

のは当然のことです。今後とも、挨拶を初めとした接遇改善は重要な課題と位置づけ、研修等を通じて住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、名札のつけ方についてであります。名札については年度当初に全職員に配付し、統一した名札の着用を行い、お客様に名前をお知らせしながら住民サービスに努めているところであります。見にくいという御指摘であるかと思いますが、御意見等を踏まえて再点検を行い、改善すべき点があれば改善してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。

庁舎内は、スペースが限られていることは私も承知をいたしております。その中でできる限りの、各階において配置をもう一度考えていただいて、来庁した方に気づきやすい、なるべく気づきやすいということを配慮していただければ結構かと思っております。

それと、名札ですね、名札は必ずリボンでなくちゃいけないようであれば、今、市長公室長がしておられますけど、あのくらいの長さでしたら見えるのではなかろうかと思いますが、余り長くしますと全然見えませんので、よろしく願いをしておきます。そういうことで、ぜひ市民の方が——これも市民の方よりの意見がございましたので質問をいたしました。

そして、皆さん、高齢者になっておりますので、なかなか目も見えにくい、いろいろあると思います。それで、名札はつけなくちゃいけないと言われていたからつけているのではなくて、来庁する私たちから見れば、この方に気持ちを言って自分の意思を通しましたという印でございます。お電話する場合も相手のお名前を聞くのと同時に、それが目的でございます。上司から怒られるから、つけるとか、そういうものでもありませんので、目的を確認していただきまして、そして、今後に備えていただきたいと思っております。市民の方からも本当にいい対応であるという感じをいただくというのも大事でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

時間は余りましたけれども、これで全てのことを市長に依頼をしまして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。11時より再開します。

午前10時45分休憩

午前10時58分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、うきは市財政が比較的健全と述べられた根拠、地方交付税配分額の3年連続の減額と市民所得、非正規職員の待遇改善の通達、以上の3点について高木市長に質問をいたします。

さきの6月議会で膨大な起債、借金についての質問をいたしましたが、市長答弁は、県内28市の普通会計における起債状況は住民1人当たり44万3,000円、高い順から県内第9位、他の市町村と比較し、健全財政と答弁をされました。本当に健全財政でしょうか。市長の答弁には疑問があり、納得ができません。

その第1点は、うきは市の下水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等の特別会計は収支の採算がとれず、起債の償還相当額を一般会計から繰り入れしているのが実態で、平成25年度決算では6億9,316万円にもなります。

第2点は、うきは市の市税収入であります。平成25年度決算の市税収入額は26億9,754万4,000円、歳入決算額のわずか15.4%であり、県内28市の中では最低額であります。国や地方公共団体の倒産は絶対にありません。だから、簡単に借金が可能ですが、一般民間では収入額など返済見込みがないことには融資を申し込んでも拒否されることは明白で、サラ金でも収入額の3倍未満と制限をされてあります。

そこでまず、次の3項目について市長に答弁を求めます。

1つ、平成26年度当初予算での起債残高は、特別会計を含めると274億936万6,000円ですが、市長は、普通会計の起債残高のみで住民1人当たり44万3,000円、県内第9位、健全財政と答弁されましたが、その根拠を示してください。

2つ目、地方交付税財源不足を補うため臨時財政対策債が含まれ、実質的には、借金の償還は全額国の負担と答弁されましたが、その臨時財政対策債は年間幾ら交付されているのか、お尋ねをいたします。

3点目、起債残高は市の市税、いわゆる地方税の多いか少ないかによって市民の負担率が異なりますが、住民1人当たりの金額だけで健全財政の指標にはならないと思いますが、住民1人当たりの金額が幾らまでなら健全財政と言えるのか、市長の明確な答弁を求めます。

なお、市長は答弁に際しては時間稼ぎをやりますが、一般質問には時間制限がありますので、毎回お願いしていますように、質問の要旨に対して簡潔、そして明確に答弁いただきますよう、お願いをいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、うきは市財政が比較的健全と述べられたが、その根拠につ

いて3点の質問をいただきました。

まず、うきは市の起債現在高についての御質問でございます。ことしの6月議会での一般質問に関連したお尋ねかと存じます。

その答弁の根拠につきましては、総務省がホームページ等で公表しています平成24年度決算状況から、県内28市の普通会計における地方債及び起債の状況について比較した結果をもとにお答えをさせていただいたところであります。

2つ目が、地方交付税における臨時財政対策債の交付額についての御質問であります。議員御承知のとおり、臨時財政対策債は国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度で、形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみなされております。

その交付額は幾らかということではありますが、臨時財政対策債の各年度における元利償還額について、全額、普通地方交付税の基準財政需要額に算入されます。平成25年度決算では3億22万4,000円となっております。この数値は各年度の成果表でも御報告をさせていただいているとおりであります。

3点目が、起債残高を健全財政の指標にすることについての御質問であります。住民1人当たりの起債残高を論じるに当たり、1人当たりの税収を抜きにしたのでは意味がないということかと存じます。

例えば平成20年度決算状況において、福岡市や北九州市など、1人当たりの地方債残高で上位となっている団体が1人当たり地方税収入でも上位であることから、借金が多い団体ほど税収も多いという意味では議員御指摘のとおりかと存じます。

6月議会の一般質問で申し上げたのは、1人当たりの起債残高と基金残高を分析する中で、いわゆる借金から貯金を差し引いた実質的な負債額が住民1人当たり14万2,000円と、県内28市中、少ないほうから5番目となることから、他の市町村と比較して健全財政かというお尋ねに対して、比較的健全であるのではないかと答えたところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、総務省の24年度の普通会計ですか、普通会計だけだったら、いわゆる借金残高は144億円ぐらいですよ。

ところが、これに、先ほども申し上げました下水道事業、あるいは簡易水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、これらの借金を加えますと、今申し上げましたように、本年3月31日現在の起債残高は274億936万6,000円になるわけですよ。そして、一番心配し

ますのは、その特別会計は収入、採算が見合っていないわけですね。収入よりも支出額が多いため借金払いができない状況なんです。だから、毎年、一般会計から、その借金払いに相当する額の繰り入れをやっているというのが実態なんです。

つまり、25年度の決算でも、簡易水道事業には316万8,000円、下水道事業には6億4,500万円、それから農業集落排水事業には2,100万円、そして浄化槽整備事業については2,400万円、合わせて6億9,000万円という一般会計からの繰り入れをやって、ようやく借金払いができています。そういうのは別にして、ただ普通会計だけで、こうでありますから健全財政というのは間違いと思いますが、いま一度、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま普通会計だけで他の市町村と比較するのはおかしいのではないかと御質問でございます。

全ての特別会計の起債、いわゆる借金でございますが、も含めて比較すべきではないかということではないかなど、このように思いますけれども、都市圏の市町村には、ガス、水道、交通など、相当規模の特別会計を抱える市町村も存在しますので、それらを一くくりに比較することは適当でないということから、決算統計においては普通会計制度が取り入れられ、一定基準のもとで市町村間の財政状況を比較することになっております。

なお、一部事務組合分を除いての比較になりますが、うきは市の普通会計と特別会計を合わせた25年度末の起債残高262億2,000万円のうち、約60%が地方交付税措置の対象となりますので、その補填分を差し引くと、実質的な市の起債、つまり借金は104億9,000万円となります。一方、市の貯金である基金の総額は、特別会計まで含めると約110億円ですので、基金、つまり貯金のほうが5億1,000万円ほど借金を上回っているという状況でございます。

正確には、一部事務組合の借金、約12億円ほども含めて比較するのが順当ではございますが、それを加えたとしても、財政の健全性に対して疑義を生じるようなことにはならないと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 近隣町村で比較したということですが、私も近隣町村、福岡県内の28市の24年度末の起債残高を調べました。

つまり、隣の久留米市は人口が30万4,831人で、起債残高は1,233億2,900万円ですが、住民1人当たりでいきますと40万4,548円で、うきは市よりも4万円ほど少ないんですよ、久留米市は。住民1人当たりでいきますと。

じゃあ、税収はどうかというと、久留米市の場合、24年度の税収というのは371億円です

よ、税収。そして、皆さん方は、いわゆる起債から借金を差し引いたということでございますけれども、この25年度の成果表の中に倍率というのが出ているわけですよ。いわゆる基金残高に対する借金額が倍率で出てあります。25年度の倍率はどれだけかということ、基金に対して1.53倍の倍率になってありますよ。これは、ことしの決算認定の中の、いわゆるピンク色の表紙はぐったら、すぐ出てあります。倍率がですよ。基金の1.53倍というから、それだけ借金が残っているということなんですよ。だから、基金、そういうものについては、起債のほうが多いというのが、実際、皆さん方は報告書をつくっているじゃないですか。こういう倍率ですよということですから。

そこで、問題は地方税収が少ない、したがって、交付税で加味されているわけですね、言いかえりゃですよ。この交付税というのは私も調べてみました。いわゆる合併前から調べてみたんですけども、合併前で一番多かったのは、これは平成12年度でありますけれども、浮羽町が29億6,500万円の交付税をいただいているわけ、12年度がですよ。吉井町が23億5,700万円ということですから、この両町を合わせますと52億円の、いわゆる地方交付税をいただいているわけですよ、12年でですよ。

ところが、今いわゆる地方財政対策債まで含まれて地方交付税が来ているということではありますが、これ正直言って、まだ内容は皆さん方わかってないでしょう。私どもは、いつも決算のときに頼んだんですよ。地方交付税の中に、以前は保育所に対する経費も地方交付税の中で見ていただいていたたり、あるいは国の補助金で見ていただいていたたりしたけれども、それがもう廃止になっているわけですよ。いわゆる行政が行っている保育所というのは全額一般会計で負担しておるが、地方交付税で、これ見ていただいているというが、幾ら見ていただいているのかですかね。これ、明細出してください。地方交付税の内容がわかればですよ。

つまり、ことし、いただいてあります地方交付税というのは、25年度は普通交付税が52億7,602万6,000円ですね。それから、特別交付税が7億3,352万7,000円、合わせて60億955万3,000円、交付税が来ているわけ。25年度決算ですよ。この交付税の中身は皆さん方、今まで公表してないでしょう。この60億955万3,000円、25年度ですよ、この中でどのように交付税が配分されているのかですよ。

特別交付税というのはわかりますよ、災害とかね。地方交付税の94%は普通交付税、6%というのが、いわゆる災害が起きたとか、そういう場合の特別交付税になってありますけれども。だから、特別交付税というのは、災害が起きれば、あの大きい交付税になるわけ。だから、24年度については8億1,132万1,000円の特別交付税が来ているわけ。災害が起こったからですよ。それを合わせても、24年度は60億5,950万6,000円ですから、前年に比べますと——24年に比べますと、地方交付税は5,000万円も少なくなってますよ。だから、

借金払いは全部、国がしてもらっているという表現は、私は当てはまらないと思いますよ。

いわゆる25年度の借金払いはどれだけかというのと、一般会計を含めると、とてつもない金額になっているわけなんです。つまり、25年度の起債に対する借金払いであります。償還元金が21億4,509万8,000円ですよ、元金ですよ。これ、1日に直しますと、509万1,204円になるわけですよ。それから、償還利息でありますけれども、償還利息は4億3,060万1,521円ということですから、利子だけでも1日に117万9,730円。だから、元金と、それから利子と合わせますと、毎日627万934円の借金払いをしているのが25年度の決算ですよ。合わせますと22億8,889万810円の償還金合計であります。この中で、いわゆる地方交付税は幾ら見ていただいているんですか。22億円の借金払いの中でですよ。

だから、6月議会で答弁をされました市長答弁で、実質的には、償還金は全額、国の負担というのうそでしょう。6月議会でそう答弁されてありますよ——実質的には償還金は全額、国の負担であります。だから、私は納得できませんというのは、そのことなんです。そんなに国から交付税が交付されるんだったら、いわゆる合併のときの条件はどうなるんですか。平成の大合併の特典は、今、合併すると、従前、交付しておった地方交付税は、そのまま10年間は保障しますというのが平成合併の特典だったんですよ。

じゃあ、その借金払い以外の交付税は幾らになっているのか、今ですよ。60億円の地方交付税もあってあるけれどもですよ。これがむちゃくちゃに減っているということになりますと、先ほど申し上げた平成12年度でも、吉井、浮羽、両町合わせて52億円の地方交付税が交付されておったのが、全く履行されてないということになります。これについて、いま一度、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 地方交付税の推移については、次の御質問も通告いただいておりますので、そこで詳細にまた御説明をさせていただきたいと思っております。

この臨時財政対策債について、本当に全部来ているのかという御質問であります。これは総務省の通達なんかを、もう当然、議員も御承知のとおりだと思いますが、地方交付税の代替財源とみなされていますので、全て基準財政需要額にカウントされて、その数値は——そのお金はいただいているものと、このように思います。

交付税についての具体的な資料を公表しないということではありますが、成果表等にも随分、私たち公表させていただいておりますので、また議員のほうからお尋ねがあれば、説明できるものについてはしっかり説明していきたいと思っております。

ただ一つだけ、ぜひ、もう議員も御理解されていると思いますが、2年前にあれだけの九州北

部豪雨で、うきは市は甚大な被害を受けました。うきは市が管理している公共施設等々だけでも50億円を上る金額でありました。私がちょうどその翌日に市長に就任をさせていただいて、非常にこの財政が一番の大きな課題だと認識して、事あるたびに、この議会等でも答弁をさせていただきました。そして、今後も、このうきは市においては、健全な財政運営というのが大きな課題であるということはもう揺るぎもありません。

そんな中で、今回また決算委員会で御審議をいただくんですが、あの50億円を超える被害を受けながら、基金というか貯金のほうはふえて、そして借金である起債は減っているのが事実であります。ただ、御指摘のように、財政力指数は非常に下位に位置してて、ここをどうするかというのを細かく今、分析して、できるだけ財政力指数を上げるために税金をどう上げるか、そこを苦心しているところであります。これについては、次のお尋ねのときにまた御説明をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 福岡県下に28市、それから32の町村がありますけれども、いわゆる28市の中では、税金は一番少ないんですよ。税金収入。これ24年度ですが、25億4,400万円ということであるわけ。福岡県内では最低の税金しかあり得ないということ。そして、このうきは市の税金で、特に目を引きますのが、法人税金というのが極端に低いわけですね。会社がないから、法人税金は、つまり税金、予算の中で1.2%ぐらいしか法人税というのは上がってないわけですよ。

大きいところになりますと、借金でも余計にされるということですが、確かにそのことは言えます。北九州でありますと税金が、24年度ですが1,547億4,400万円ですよ。とてつもない税金が入っているわけ、福岡市でありますと2,686億9,700万円という税金が入っているわけ。そして、福岡市、北九州になりますと、借金も多いけれども税金は多い、それから、いわゆるほかの収入も多いもんですから、悠々といろんな事業がやり遂げられているという実態であるわけです。

うきはの場合は税金が少ない、そして今申し上げるように、借金払いだけでも1日600万円という金を払ってありますから、事業もおのずと縮小せざるを得なくなるということであるわけ。そういう事業縮小にまで影響しているのに、健全財政というのは、私はあんまり悠長し過ぎると思っているわけでございます。

そこで、借金をしても臨時財政対策債で見させていただいているということですから、これも調べてまいりました。平成16年度が臨時財政対策債は6億1,050万円でありますよ。それから、水害が起こったということではありますが、24年度の臨時財政対策債は5億8,317万3,000円ですね。25年度は5億7,902万8,000円。このように、いわゆる22年度

をピークに臨時財政対策債も減ってきているわけですよ。予算は膨らんでますよ。予算は膨らんでいけれども臨時財政対策債は減っている。

そして、起債発行も、これは、20年度は体育館建設等で起債が膨れ上がっておりますが、この20年度だけで24億9,492万4,000円の借金をやっているわけですよ。これは今、支払っているわけですね、借金払いをです。3年据え置き15年払いですか。今こういう借金が、いわゆる箱物の建設が、今、借金払いで非常に財政を圧迫しているという状況であるわけですよ。

だから、起債残高も年々減っていると言いますがけれども、わずかしこ減ってないんですよ。借金払いと起債が比例して多いということは、そんなに減らないということ。例えば23年度の元利償還金が16億3,533万1,000円でありましてけれども、これが24年度になりますと19億3,263万2,000円、このように膨れてあります。

ところが、起債はどうかというと、起債のほうも同じです。23年度11億8,200万円ですが、24年度は11億9,100万円。やっぱりふえているわけですね。起債もふえている。だから、いつまでたっても借金が減らないということですが、私は今度の選挙でも申し上げたように、我々の時代にした借金は、どうしても我々の時代に少なくしてないと、後は年々人口が減っていきますから、ますます借金払いに苦しまなきゃならんということですから、私は、非常に、うきは市の財政はピンチだと思っておりますが、いま一度これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のとおり、我々が行政運営を行っていく中で、どうしても自主財源が少ないことから、国・県等へのいろんな補助金等に頼っているところは事実であります。

そんな中、総務省の所管におきましては、補助金というよりも、この起債事業で対応していただいております。この起債事業で対応した中で、将来の元利償還を返すときに地方交付税、つまり基準財政需要額にそれをカウントするということでもありますので、総務省の事業も他省庁がやっている補助事業と同じように、我々は、場合によっては積極的にこういう事業を取り組んでいかななくてはならないと、このように思っているところであります。

とはいえ、議員御指摘のように、うきは市の健全な財政運営というのは私に課せられた大きな課題の1つだと認識しておりますので、今後もぜひ、将来に禍根を残さないように、次の世代にきちんとバトンタッチできるように健全な財政運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間が制約を受けてありますので、あと2項目、質問がありま

すので、第1点については以上で質問を終わって、次の第2点に入らせていただきます。

次に、地方交付税配分額、3年連続の減額と市民所得について質問をいたします。

さきに地方交付税配分額が新聞に公表されましたが、県内60市町村の配分総額は3年連続の減少で、その減少額は4,258億円であります。平成26年度うきは市の配分額も前年度比マイナス3.6%、2億800万円減額の56億4,200万円であり、この金額には臨時財政対策債が含まれていることが報道されてあります。

つまり、今回配分された26年度の56億4,200万円の中には一体、臨時財政対策債、幾ら含まれているのか、これがはっきりしてないわけ。新聞でもそのような記事になっているわけ。ここ、新聞記事を持ってきておりますけれどもね。この配分する2014年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計額が決まったということでありまして、この合わせた金額が56億4,200万円、うきは市、前年度比マイナス3.6%と新聞に出ているわけですよ。だから、この56億円の中に対策債、これ幾ら含まれているのかですね。

平成の市町村合併の最大の特典は、合併前の市町村に交付されていた地方交付税額を合併後10年間は保障することでしたが、ことしはその節目の10年目でありますから、つまり来年度からは確実に地方交付税が減額されることとなります。この地方交付税は地方税収が上がれば財政力がよくなって、基本的には地方交付税が減額されることとなりますが、つまり平成26年度の地方交付税不交付団体——地方交付税をもらってない団体は東京都を含めて、前年度より6団体ふえて全国では55団体ですね。55団体は交付税がもらえてないわけ。つまり、それだけ収入がいいということであるわけ。

つまり、福岡県では苅田町が地方交付税の不交付団体。それから、佐賀県では、あの玄海町ですね。原子力発電所のあります玄海町が地方交付税の不交付団体でありますけれども、全国で55団体が不交付団体。このうち26市では交付税をもらってないということです。全国で813ある市のうち26市が地方交付税不交付団体と。その市町村の税収は住民の所得額が大きく影響します。

さきに内閣府から47都道府県の市民所得が発表され、全国第1位は地方交付税不交付団体であります東京都の1人当たり437万3,000円であります。福岡県民所得は前年と同じ全国第19位の277万8,000円。その差は、東京都との差は159万5,000円にもなります。

そこで、地方交付税配分額減額と市民所得について、次の3項目について質問をいたします。

1つ、平成26年度地方交付税配分額は前年度比で2億800万円減額であります、その中には臨時財政対策債は幾ら含まれているのか。

2つ目、内閣府から1人当たり県民所得が公表されましたが、うきは市民1人当たりの市民所得金額は幾らになったのか。

3つ目、住民所得金額が低いのは、必然的に市民税等の賦課にも影響しますが、筑後地区に9市あります。9市、それから3町あるわけですね、筑後地区。その3町というのは、広川、大木、大刀洗。合わせますと12市町になりますけれども、その中でうきは市の財政力指数及び市民所得金額はどうあっているのか、以上、3項目について、高木市長の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの地方交付税配分額が3年連続減額になっていると、そして市民所得について3点の御質問をいただきました。

1つが、平成26年度の地方交付税の配分額のうち、臨時財政対策債についての御質問でございますが、平成26年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定通知によりますと、本市の普通交付税と臨時財政対策債の合計額は46億4,173万5,000円になります。そのうち、臨時財政対策債発行可能額は5億4,044万円となっていますので、9月補正予算に反映しているところであります。

2点目が、うきは市市民1人当たりの所得金額についての御質問でございますが、福岡県のホームページで公表されている県民1人当たり市町村民所得によりますと、本市の平成23年度の所得は218万1,000円となっております。

3点目が、筑後地区9市3町の中における財政力指数及び市民所得についての御質問でございますけれども、他団体との比較において、財政力指数については平成24年度決算ベースでの資料が総務省から公表されていますが、所得が比較できるものとしては、平成23年度分までしか公表されておりませんので、筑後地区市町の普通会計における財政力指数及び所得の状況について、平成23年度で比較しますと、残念ながら本市の財政力指数は0.36で、八女市と並んで最下位となります。また、1人当たり所得額も218万1,000円で最下位となっております。

大変失礼しました。1点目の御質問のとき、地方交付税の交付税と臨時財政対策債の合計額を46億円と申し上げましたが、正しくは56億4,173万5,000円となります。訂正を申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この臨時財政対策債ですね、これは先ほども申しあげましたように、うきは市では、平成26年度は5億2,100万円でありませうけれども、25年度の決算では5億7,902万8,000円の借金をやっているわけなんです、対策債ですからね。

地方交付税で見られているということですが、そのようにいろんなことを地方交付税で見ているということですから、内容は後でということですから、その中に、例えば保育所運営費に対する地方交付税——いろんなものがあると思いますよ。それから、減税に対する、税金が入ってこないために地方交付税で見ているというような、そういう資料は出せるわけですか

か、出せないんですか。財政のほうできちっと把握ができてあつたら、それはひとつ、議員にも一覧表で配ってください。25年度の決算のときにはですよ。じゃないと、皆さんがおっしゃっている、地方交付税でいただいているということですけど、どうもつじつまが合わないわけなんですよ。だから、数字で示していただきたいと思うわけでありまして。これ、出せるか出せないか、答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、基準財政需要額とか基準財政収入額の資料関係については成果表でも公表させていただいていますと。また、必要なものがあれば適宜お答えしますというふうに申し上げました。その線で、ちょっと財政課長のほうから細かく答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの基準財政需要額、それから収入額、その算定資料でございますけれども、県を通じて国のほうに報告をしておる分がございます。

ただ、その分が枚数的にかさばりますので、その分の閲覧ということで議会事務局のほうに置かせていただきまして、そういうことで対応をさせていただきまして、また不明な点につきましては、財政係のほうでお尋ねをいただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 成果表の中にも基準財政需要額、そういうのは載っているわけです。それ引いた残りが不足額ですから、それを地方交付税で補っているという、地方交付税額に書いてあります。それから、特別交付税額も書いてあります。その中身が知りたいということですよ。成果表だけではわからないからですよ。皆さん方がおっしゃっている、これも地方交付税でいただいております、これも地方交付税でいただいておりますという、その内容を教えてくださいということをお願いしているわけ。

だから、今、議会事務局のほうに備えているから、それを閲覧してくれ——その中に詳しく載っていればそれでいいですよ。いま一度、答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの交付税関係の資料、今現在は議会のほうにはお出ししておりませんので、その分の部数が、部数といいますか、枚数がかさばってまいりますので、その分について、必要ということであれば閲覧に供させていただきたいということで申し上げたところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君）　そこで、いわゆる市民所得でありますけれども、先ほど発表したのは、県民所得が公表された、内閣府からですよ。それによりますと、福岡県は前年度と同じ第19位、県民所得は1,000円だけ上がっているわけ。277万7,000円だったのが277万8,000円ということであります。これは福岡県民所得であります。

それから、市民所得でありますけれども、私がお尋ねしたのは、筑後地区の9市3町ですね、うきは市を含めて9つの市があります、筑後地区にですよ。それから、3町の財政力指数とか市民所得金額はどうなっておりますかということは、その9市3町の中でどの辺に位置してあるわけですか。財政力指数とか市民所得というのはどの辺にあるわけですか。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君）　市長。

○市長（高木 典雄君）　先ほど、本市の財政力指数については、残念ながら0.36で八女市と並んで最下位となりますという御説明をしましたが、この中では3町分も含めての話でございます。

また、非常に残念なんです、1人当たり所得額の218万1,000円も、3町を含めた中で最下位になっております。

○議長（岩佐 達郎君）　三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君）　いわゆる9市3町の中で最低ということですね。

実は、私どもでは、こういう資料がありませんもんですから、県が発行しております市町村要覧というのがありますから、それから拾っていきますと、28市の中で財政力指数——これは成果表に書かれてあります財政力指数でいきますと0.351ですね、351。それから、一番財政力の悪いのは嘉麻市ですね。嘉麻市、今、名前が変わっておりますが、昔の山田市ということになりますかね。これ、0.26ということであるわけ。うきはが0.351でありますけれども、あとは、この28市の中では、今おっしゃったように八女市が0.36であります、それ以外はずっと50%——0.50とか、そういう市町村が多いんですよ。

例えば北九州でいきますと0.69ですね。福岡市が0.84、宮若市が0.54というようなことで、朝倉市0.53ですね。久留米市は0.61ということで、このように財政力指数が高いということは、いわゆる基準財政も豊富であるということになるわけですね。だから、地方交付税は少なくなりますけれども、いつまでも地方交付税、地方交付税と言ってありますけれども、国のほうでは年々、地方交付税を減額してありますから、特に合併10年までは保障されてあった地方交付税であります、来年からは11年目になりますから、おのずと地方交付税が減額される。

そして、市民所得ということでもありますけれども、先ほど、うきは市の市民所得は218万円とかということですが、私が調べましたら、うきは市の市民所得、市民1人当たりの所得

は216万3,000円で、福岡県平均の91.9%ですよ。福岡県平均でありますと、これは、大牟田市が福岡県平均と同じですけど、235万4,000円ということになっているわけ。うきはの場合は216万3,000円ですから、約1割ほど市民所得が少ないという状況であるわけなんです。

そういう状況でありますから、特に地方交付税は減額、このものにも、ひとつ危機を持っていただかなきゃなりませんということになります。

いま一度、こういう市民所得を向上させるためには、あるいは財政力をよくするためには、どのような施策をとろうとしておられるのか、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、財政力指数をどう上げていくかというのが大きな課題であります。それは、とりもなおさず基準財政収入額をどうふやすか、それは税収をどうふやすか、そして、そのためには市民1人当たりの所得をどうふやすかということになろうかと思えます。財政力指数が低いということは自主財源が乏しいということでもありますので、うきは市内での経済活動を活発化させることが重要ではないかと考えております。

そのための施策として、平成26年度予算編成においても、6次産業化、農商工観光連携等の取り組みによって、持続可能で元気な農林業経営をつくとともに、魅力ある地域産業の形成に向けた振興策を強化しているところであります。

具体的には、本年度から、総務省の地域力創造活用事業による外部人材を活用した、うきはブランドの形成により、地域の経済循環を高め、税収を確保するとともに、事業収入の増大を図るための施策を進めております。今後もこれらの取り組みを通じた財政の健全化に向けて、引き続き努力をしていくことが大切であると、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ぜひ、財政力、これをよくするための方策をとっていただかなきゃなりません。

先ほど申し上げたように、苧田町——日産自動車工場のあります苧田町は財政力指数が1.27なんですよ。いわゆる税収で町の運営をやっているという状況でありますもんですから、地方交付税が交付されてありませんけれども、このように1コンマになることは到底無理でありますけれども、やはり企業誘致とか雇用の場を確保するとか、そういうことでないと市民所得の向上にもなりませんから、これについては今後とも意を用いていただきますようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

全国の地方自治体で働く非正規職員は年々増加し、総務省の平成24年4月時点の調査では60万人に急増していると発表されました。今回、総務省の非正規職員の待遇改善を求める通達

が出されましたが、平成21年4月に次いで2回目であります。前回の通知の趣旨が徹底されていないためであり、非正規職員等の勤務条件の改善には、通知された内容等の趣旨の理解が必要であります。

うきは市でも正規職員252名に対し、非正規職員は196名——これは、せんだっての西日本新聞の資料からでありますけども、正職員に対する比率は77.8%、福岡県下28市の中では臨時職員が2番目に多いわけですよ、率でいきますとですよ。非正規職員を含めた1人当たりの人口は71.1人であり、福津市の154.5人の半分以下であります。

ところで、今回の通知は各都道府県知事、各指定都市市長、各人事委員会委員長宛てに出されましたが、うきは市では法律の規定により、人事委員会にかわって公平委員会が設置されております。

そこで、次の2項目について質問をいたします。

1つ、総務省から非正規職員の待遇改善を求める通達が出されましたが、公平委員会では通達内容についての協議がなされたのか。協議がなされていれば、協議の結果はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

それから、2番目に、うきは市の非正規職員比率は、県内28市の中では嘉麻市に次いで第2位の43.8%となっておりますが、地方公務員法あるいは労働基準法等に違反している事実はないのか、お尋ねをいたします。

以上、2項目について、高木市長の答弁を求めます。時間がありませんので、答弁は簡潔明瞭にお願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの総務省自治行政局の非正規職員の待遇改善を求める通達について、2点の御質問をいただきました。

まず、1点目、確かに通知文の宛先には、都道府県知事等と並んで人事委員会委員長殿となっております。そして、人事委員会の権限に関する職員の任用等に関する事項が通知の中には記載されております。議員御承知のとおり、人事委員会は比較的規模の大きい地方公共団体に設置される行政委員会であり、公平委員会と比較すると、はるかに多くの、また、より専門的な権限を有することとされております。

ところで、うきは市は、地方公務員法第7条の規定により人口15万人未満の市に該当するため、人事委員会ではなく、条例により公平委員会を設置しているところであります。なお、同法第9条の規定により、公平委員会であっても、条例で定めるところにより職員採用試験等の事務を行うことができると規定されておりますが、当市においては、この条例の定めはありません。

これらのことにより、今回の通知について、当市の公平委員会に協議を義務づけるものではな

いと理解をしておりますが、必要に応じて情報の提供、情報共有を図っていくことが公平委員会の事務遂行、ひいては人事行政を円滑に行う上で重要であると考えております。内容を精査の上、適切な情報提供に努めてまいりたいと思います。

2点目が、非正規職員の雇用についての御質問でございますが、議員御承知のように、行政改革の取り組みの結果として人件費の削減が行われ、正規職員が減少してきております。このことは、さきの3月議会の議員の一般質問の折にもお答えしたとおり、合併して37名の正規職員が削減されたところであります。

しかしながら、権限移譲を初め、増加する行政ニーズに対応するため、臨時職員等を雇用して対応せざるを得ないため、非正規の職員が増加しているのも事実でございます。特に今後、民営化の移行とともに、園児数の動向が見通しにくい保育所については正規職員の新規雇用を抑えていることもあり、当面、多くの非正規の職員で対応しております。これらのことにより、市全体の非正規職員の約4割を保育士等が占める状況となっております。

議員の言われるように、平成24年度の調査では、うきは市の比率は43%を超えています。正規職員で全ての業務に対応するのが望ましいのは十分承知しているところではありますが、財政状況等を踏まえ、厳しい選択を余儀なくされていることも現実としてはあります。非正規職員の比率が幾らになったら法に違反するといった規制はないものと理解をしておりますが、正規職員が減少すれば、その分、非正規の職員に負担がかかり、住民サービスに支障が出ないとも限りません。職員の適正配置は今後とも最重要課題であり、住民サービスに直結するものであると考えております。

また、非正規職員の雇用のあり方につきましては、先ほどからの総務省通知の内容の把握に努め、県、他団体からの情報収集及び情報交換に努め、任期つき職員制度の導入も含め、現在の取り扱いを検証し、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、この秋に開催される県南地域の人事担当者会議においても、総務省通知の内容が議題となっておりますので、制度の把握に努め、適切な事務処理に努めてまいり所存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 適切に処理するということではありますが、現時点では地方公務員法、地方自治法に違反している事実はないわけですか。いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 法に抵触するようなやり方はやっていないと、このように思います。

ただ、この総務省の通知の中で、臨時・非常勤職員の定義が3つに大きく――地方公務員法の第3条第3項第3号による特別職非常勤職員、地方公務員法第17条に基づく一般職非常勤職員、それから地方公務員法第22条による臨時的任用職員と、このように明確に規定が分かれて

おりますが、こういうところを少し、しっかりこの通達についてまた精査をしながら、我々も遺漏のないように対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 私の資料では、196名の非正規職員が採用されているわけですね、うきは市においてはですよ。37名、職員が減ったからということですが、それにしても非正規職員の数が多いわけですね。福岡県下で2番目に多いんですからですよ。

中間市でありますと非正規職員は64名ですよ。中間市は人口4万4,414人ですからですよ。それから、人口がほぼ似通っている豊前市、これでいきますと、人口が2万7,305人ですが、非正規職員、臨時職員は91名ということで非常に少ないわけですね。

そこで今、通達の内容であります、ここに「臨時・非常勤職の位置づけ」ということで、1番目、職の設定及び任用根拠ということで、今、市長がおっしゃいました、ア、イ、ウというのがあるわけですね。地方公務員法第3条第3項第3号、これが特別職非常勤職員ということである。それから、地公法第17条というのがありますが、一般職非常勤職員ということになります、これ、どういうことかということ、職員に欠員を生じた場合に採用されるのが地方公務員法第17条ということになる。それから、ウですが、臨時的任用職員というのであります、地方公務員法第22条の職員ということが、この通達の中で書いてあるわけですよ。この第22条というのはどういうことかということ、条件つき採用及び臨時的任用ということが地方公務員法の第22条でありますけれども、こういうような位置づけということでしたら、任用根拠に位置づけることを明確にしておくべきであるというのが一番最後の行に書いてあります。

したがって、これらについては、いま一度その任用根拠を見直していただかなきゃならないということになりますよ。どれに該当している職員なのかと。地方公務員法第17条か、あるいは第22条かと、そういうことになります。

次にも、任期の定めのない非常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきであるということになりますから、当然、任期等はきちっと明示しなきゃならないことではありますが、場合によっては非常に長期的に採用している職員もいらっしゃるというのが調査の実態の中には出てきてありますので、こういう非常勤職員の勤務体系等についても十分内容を見直していただいて、そして、ぜひ違反のないように処置をしていただくようお願いしたいと思っておりますが、最後の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、非正規職員が他の団体と比べて、うきは市は非常に多いんではないかという御指摘があります。

これは、先ほど答弁でも申し上げましたが、うきは市の場合は公設——公立保育所を抱えて

おりまして、今後、順次、民営化の意向でいるわけなんです、ここで働いておられる保育士等の資格をお持ちの非正規職員が、全体の非正規職員の約4割を占めているという実態があります。他の自治体はほとんどが、もう保育所が民営化になっているということを申し添えさせていただきたいと思います。

それから、2点目の総務省の通達であります、議員御指摘の任用の根拠の位置づけについて、明確にしておくべきだという通達を受けてますので、先ほどから答弁させていただいていますように、しっかり通達を詳細に精査しながら、遺漏なき対応をしてみたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分より再開します。

午後0時00分休憩

午後1時12分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、12番、大越秀男議員の発言を許可します。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 12番、大越でございます。通告に従いまして、今回、一般質問で——長い間、議論されてきておりますけれども、合所ダムの水問題について、2項目めとして、市立小・中学校のエアコンの設置について、以上を質問いたしたいと思います。

先日8月31日の上水道整備に関するシンポジウムについては、結局このシンポジウムの開催のきっかけとなった、例の覚書について、市長がその有効性を否定しただけで、その本質についてはほとんど議論されることなく、上水道事業の必要性をクローズアップするだけの結果となってしまいました。私は非常にこのことについては残念というか、はぐらかしに遭ったような消化不良のシンポジウムでした。

しかも、この覚書にかかわった福岡県と福岡地区水道企業団、あるいは旧浮羽郡、3者間の当時の事情などの問題について、本来であれば詳しく調査をし、最も指導的役割を果たすべき立場にある人が、何らその本質に触れることなく、「もう決まったことだから、後戻りはできない」などという発言はとても残念でした。

そこで、改めてこの水問題の議論の核心部分である覚書と確認書の問題について市長に質問し、その考え方を質問したいと思います。次の項目について、納得のできる答弁をお願いしたいと思います。

います。

1、合所ダムの水問題について、内容を2つに分けております。

1つ目、覚書と確認書に関する今までの質問に対しては、常に河川法との関係や大山ダムに参加しなかったことなどの経緯を説明しながら、市長は覚書の有効性を否定してきたが、それは間違いではないのかということ。

2つ目、覚書と確認書は河川管理者を介さない当事者間の任意のものであるため、この覚書をもって水利権があるとは言えないという市長の論法については間違いではないのかということ、以上を、まず、1項目め、質問いたします。回答をよろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの合所ダムの水問題について2つの御質問をいただきました。

まず、1点が、覚書の有効性についての御質問でございますが、これまで議員からいただいた御質問につきましては、覚書の趣旨を正しく理解し、間違いのないように真摯に回答してきたところでございます。

覚書につきましては、あくまでも旧浮羽郡3町が次期水源開発までの期間で水を必要とするときに、福岡地区水道事業団が水の確保について担保するという意味合いを持ったものであると、このように理解をしております。

この覚書の趣旨を詳細に説明するため、河川法や大山ダムに参画をしなかった経過をたどりつつ、これまでも御説明を申し上げてまいりました。その際、あくまでも法的な根拠のない当事者間で締結された覚書、確認書ですので、法的な根拠を持たない、いわゆる紳士協定と申し上げております。したがって、申し上げてきた内容に間違いはないと自負をしておりますし、今後とも誤りのないように、正しい情報の理解に努めていく所存でございます。

2つ目が、覚書をもって水利権があるとは言えないという論法は間違いではないかという御質問でございますが、御存じのように、昭和50年の覚書は、浮羽郡3町長と福岡地区水道企業団企業長が福岡県衛生部環境整備局長立ち合いのもとに交わされたものでありまして、河川管理者は介しておりません。

また、ダムの水を利用するためには、ダムの建設費を負担して、利水者——私はよくユーザーと申し上げますが、利水者となる手続と、河川法第23条の規定で定める、流水の占用の許可を得る手続と、大きくはこの2つの手続が必要であります。昭和50年の覚書につきましては、1つ目の手続であるダムの建設費用を負担して、利水者——ユーザーとなる手続の過程で締結されたものであると考えているところでございます。

一方で、利水者を取得するためには、失礼しました、一方で、水利権を取得するためには、河川法第23条で規定されております流水占用の許可について、国土交通省令で定める所定の手続

によって河川管理者から許可を得るか、同法第34条で規定されております水利権の譲渡について、河川管理者の承認を受けて水利権を譲り受けなければ水利権を取得することができないこととされております。

以上のことから、水利権の許可を得る手続を行っておりませんので水利権を得ることはできませんし、市としましても水利権はないと御説明を申し上げてきた次第でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 前回まで、もう何回となく、この問題を質問してきました。それで、やっぱりきょうの答弁をお聞きしても、その内容は全く変わってないというか、私が望むべき、望んでいる答弁にはなっていない。それは何でかということ、ずっともう、この質問を繰り返すたびに私は考えてまいり、どこかおかしいって。なぜ河川法が出てくるのかですね。

僕が言いたいのは、まず覚書、これは当事者間で結んだ、まさに契約書ですよ。署名捺印ありますから、当時の浮羽郡3町長、それから、県の衛生関係のところということは、県知事がちゃんと立ち会っていると。それと、福岡地区水道企業団という3者で合意のもとにこの覚書というのは交わされておりますから、これはいわゆる国と国民との間の法律——公法というんですか、公の法とは関係ないところ、民法の範囲内だと私は思うんですよ。いわゆる当事者間で任意に約束事をしましょうと。そのためには、このことを、ちゃんと内容について、きちっと書面で残すために覚書という形で契約書——これはもう私もいろいろ調べましたけど、覚書は当事者間の署名捺印がある以上、契約書と全く同じですと、やっぱり書いてあります。

そういったことからいくと、まず、そして、いろいろちょっと、この話は非常に複雑に絡み合っておりますから、どういうふうに切り込んでいいのかわからない部分もありますけれども、市長は、この間シンポジウムの際に、パワーポイントで覚書の本文をあそこに映し出されました。

だけど、大事なものは、あれに続く確認書、あるいは福岡地区水道企業団が出してる、平成18年の浮羽郡からの借用水についての考え方とか、あるいは、あれ、いつしとるんですか、企業団との話し合いの中で浮羽郡が一番心配しておった、大山ダムに参加しないと、この覚書の効力が切れるっちゃんないですかと、無効になるではないですかという質問に対して、はっきりと福岡地区水道企業団の——名前はわかりませんが、その当時の担当の会議をされた方は、いや、これはもう、前の引き続き福岡が利用する、使用するという合意があるから、この覚書の効力は切れないと理解していますよという文書までちゃんとあるのに、この間のシンポジウムでは覚書の本文だけしか出てこなかったというのは、私はどうも納得いかない。悪い言葉で言うと、あえて市長はあれを出さなかったのかなという気がいたします。

まず、この書類の覚書と確認書、この位置づけをここではっきりしとかなないと、それから先の議論には進めないと、私は理解しているんです。というのは、今言ったように、覚書と、単なる

紳士協定と、今、市長も言われましたけれども、怡土市長のときから、あれは紳士協定ですからと、あえて補足すれば、大して重たいものではありませんというようなニュアンスの答弁しか今まであっておりません。

だけど、改めてこの覚書というのは、もう皆さんも、もう今はインターネット全盛の時代ですから、調べてもらえればすぐわかりますけれども、覚書は契約書と同じですよと、どのページ開いても書いてあります。

そういった面からいくと、大山ダムに参加しなかったからとか、そういったことで、この覚書の効力が切れるものではないということを私は確信しておりますが、その辺について、もう一回ちょっと確認をとりたいと思います。覚書は単なる紳士協定であって、今までの経緯からいきますと、もう効力はないんですよという認識は、市長はやっぱり変わらないのかどうか、ちょっとその辺を、ちょっときちっと回答いただいてからでないと、この先に進めませんので、そこをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、最初にお断りいたしますが、この覚書、確認書をもって水利権があるという御主張でありましたので、その出発点から、ずっと今まで説明を加えてきました。そういうことが前提にあるということを、まず押さえたいと思います。

そういう中で、今回の覚書、確認書——この覚書、確認書でございますが、これまでも説明させていただきましたように、この位置づけというのは、ダムの開発を伴う新規利水については、先ほども答弁させていただいたように、2つの大きな手続を踏まなくてははいけません。

まず、1つは、ダムの共有持ち分である所有権を得るためのユーザー、つまり利水者になること、その大前提があって、その次に、河川管理者に対して、法の第23条で流水占用許可の手続をとるという、2つの大きな手続があります。

あの当時——昭和47年、48年に大きな議論がなされて、結果的には浮羽郡3町に9,200トン、1日当たり9,200トンの配分がなされたんですが、当時その9,200トンの見返りのダムのユーザーになるための負担金を支払う財政的な負担が厳しかったこと。それと、もう一つは、地下水でまだ間に合っているということ、この2つをもって、結局その合所ダムの利水者——ユーザーには、浮羽郡3町はならなかったということでもあります。

そこで、将来、合所ダムのユーザーになるためには、やはり民法上の一定のルールがありまして、共有持ち分の所有権が福岡地区水道企業団にあるわけですから、現としてですね、それを浮羽郡3町に譲渡していただくためには他の所有者の了解も必要だという、そういう細かい民法的な手続があります。

そういうことを念頭に置いて、立ち会い者に福岡県の衛生部の環境整備局長が立ち会って、そ

ういう条件が整ったならば、他の共有持ち分者であります耳納山麓土地改良区、あるいは久留米を中心とした福岡県南水道企業団にも、県のほうが、きちんと了解を取りつけるように、手続がうまく進めるようにしましょうというのが、この覚書、確認書の位置づけであります。

したがいまして、私どもは、これは立派な行政文書だというふうに申し上げてきました。この行政文書に基づいて、平成6年1月には、次期水源である大山の開発が出てきたときに、この覚書をもとに福岡県のほうが、さあ、どうぞ。浮羽郡3町も上水道を興しなさいという指導が、この覚書に基づいてなされたわけですね。残念ながら、そのときにも浮羽郡3町は上水道計画を興すことができなくて、残念ながら、この行政文書——覚書は効力をなくしたというふうに私は申し上げてまいりました。

そういう中で、冒頭申し上げたように、この覚書、確認書で一気に水利権があるというがごとく御指摘されるんですが、そうじゃなくて、この覚書の趣旨は、みんなで協力して浮羽郡3町が上水道計画を興すならば、大山ダムで上水道計画を興すならば、みんなが協力して福岡地区水道企業団名義の共有持ち分の所有権を浮羽郡3町に移しましょうと。しっかりした手続は福岡県が間に立って手続しましょうということであります。

仮にそれが整って、大山ダムに我々浮羽郡3町が名乗りを上げて、それが整ったならば、当時、河川管理者である建設省のほうに、河川法第23条、あるいは河川法の第34条も絡むかもしれませんが、手続をとらなくてはいけない。そうすると、河川管理者である当時の建設省は、もっというろんな要件があって、下流の水利権者の了解をとるとか、本当にすごい手続が必要になるんですが、そこはそこで大きな手続行為が必要です。

くどいようであります、当初、議員の御指摘は、この最終章であります河川管理者への法に基づく水利権の申請、水利権があるかがごとくおっしゃってますけれども、（「いやいや、そんなことを言ったことない」と呼ぶ者あり）前段の話であって、今度、後段の話というのは、それからすごい手続を経てやらなくてはいけない問題でありますから、くどいようであります、覚書、確認書だけで水利権があるというのは、ちょっと飛び越えた解釈だということを申し添えておきたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 私は自分の記憶、間違いないと思えますけれども、この覚書と確認書で水利権があるんだということは1回も言ったことはないと思えます。

その水利権につなげていく前段として、この覚書に基づいて福岡地区水道企業団、あるいは県の仲介を得て、あの覚書に基づいて——今じゃあ、うきは市ですけども、うきは市に水を返してもらいたいんだけど、どうでしょうかと、企業団に働きかけたとしますね。そして、企業団も、いや、それはもう企業長だけの一存で、それは返すことはできないと、そういう御希望があ

れば、例えばの話ですけど、じゃあ、福岡地区水道企業団議会にそれを諮って、このうきは市の要望に応じられるかどうかを議会で議論して、オーケーということになれば議決しましょうということになって初めて、今、市長が説明された河川法の問題とか、そういったのが出てくると私は思ってますよ。だから、そこを言っているんです。いつも、この覚書と確認書の問題をやると、市長はすぐ河川法云々の話に持っていかれるけれども、どこか違うんじゃないか、この議論はと。

私も随分調べました。私は高校しか出てませんから、こういった法律関係のことは、はっきり言ってわかりません。だけど、1つ、たどり着いたことがあるんです。ちょっともう2番に絡んでくるんですけども、論法という部分に。

恐らく大学で法律とか、そういうことを学んでおられる方は御存じだろうとは私、思っております。私がここで言うと、非常におこがましいんですけども、擬制という論法、御存じですか、市長。私も知らなかったから、あえて市長に。擬制——パソコンで打ち込むと、インターネットでこれ全部出てきます。

これ何かといたら、例えば、まさに今で言う、この合所ダムの水問題で言う覚書、それから確認書、この問題で、ぜひ、これで市長に私が、もう水をうきは市に取り戻すように頑張ってくださいよと言われると、そこで市長は、そういった覚書とか確認書の民法の範囲じゃなくて河川法を持ち出してこられますね。河川法。

実は、この覚書、その合意に基づいて、このうきは市が5,740トンですかね、水をうきは市のものにしようかという段階で初めて河川法というのは、私に言わせれば、顔を出してくる問題だと思っています。ですから、この覚書の有効性の問題について論じるときに、既に、はなから河川法が出てくるといえるのは、私は論法として間違いだと思っている——と思いませんか。

覚書には——覚書とか民間での取り決めについては、公法、いわゆる——ここで言えば河川法、あるいは戸籍法とか、いろいろ法律がありますよね。そういったものを破るような、超えるような取り決めをしたら、これは無効になるんですよ、覚書の内容は。だけど、この浮羽郡が関わっている覚書は、そこまではしてませんよね。配分という形で表現してあります。配分しましょうと。だから、これは水利権として与えましょうとは書いてないんです。

ですから、やはり当時この覚書をつくった人は頭がよかったなということを私、思うんです、この問題で。なるほど、この民間で、民間というか、公営企業ですから民間とはいえないのかもしれないんですけど、当事者間で結んだ覚書だから、やっぱり国の法律なんかには違反するような取り決めはやっぱりできなかったから、こういう内容になったんだなということはよくわかります。

配分というか、数字は確かに——そうなったときはこうしましょうということで、数字は確かに書いてあります。だけど、配分すると書いてあるんですね。その水利権を旧浮羽郡に与えましょうとは書いてないんです。それは、水利権というのは、この覚書に基づいて交渉の段階に入

ったときに初めて水利権の——河川法による水利権手続というのが必要になってくるから、やっぱり書かなかっただろうと私は思うんです。

だから、その擬制という言葉、これも恐らく御存じの方はおられると思いますけれども、私も本当にいろんな文書、文献をあさりながら、ここに、ああ、こういうことがあるんだと、やはり自分が今まで市長のその答弁に対して、ううんと思いつながら反論できなかった。それは、こういうやっぱり言葉、やり方、知らなかったから。本当に恥ずかしい話ですけどですね。

これは、擬制という言葉は、ずっと英語で翻訳したのもあります。やっぱり言葉の一部でトリックとかフィクションとかという表現が出てくるんですよ。だから、これは、いわゆる手法としては、そのこと自体は河川法自体——ここで言うと、河川法自体は否定できないんだけど、河川法の規定そのものは否定できないんだけど、これをもって覚書が無効ですよという議論は成り立たないと。河川法を持ち出してくるのは、言葉をかえれば、トリック、フィクション、まやかしですよと、ちゃんとこれ調べたら書いてあります。ですから、私がこの論法は間違いではないのかということを行っている。

シンポジウムするときも、この覚書だけが全面に映し出されて、なるほど、なるほどというような、初めて見られた方はそう思ったでしょうけど、あの後に、裏にやっぱり確認書というもの、あるいは水道企業団の考え方とか、そういった水利権は切れてないんだと、水利権じゃない、覚書の効力は切れてないんだというような説明があつてからであつたら、私はさほど思わなかったんですけど、あれを出さないまま、そして、市長は2万984名の市民の署名は非常に重たいものがあるということをいつもおっしゃいます。シンポジウムするときにも、それをおっしゃいました。だけど、重たいものがあると言いながら、この覚書の効力を否定するスタンスでしか議論がされてないということを、私は非常に不満に思いましたね。

私は覚書、もうちょっと真正面から受けとめて、この問題をクリアするためには、まずは手順として、福岡地区水道企業団と協議をもって、返してもらえるか、もらえないかの議論をした後、そして初めて、じゃあ、こっちはぜひとも欲しい、向こうも、じゃあ、応じよう。だけど、じゃあ、返還の手続というか、うきは市が水利権としてこれを手に入れるためには、こんなに難しい法的問題とか、河川法に基づくですね、そういった問題をクリアしなけりゃいかんとですよ。だから、非常に困難ですよという論法だったらわかります。理解できます。けどもう即、河川法でしょう。だから、私は、この議論の手法は、私に言わせれば間違いであると。

言葉は悪いですけど、トリック、まやかし、まさに擬制という言葉はそこですよ。擬というのは似せるという意味合いがありますから。と、制度の制。もう本当に、ああ、なるほどなど、こういうことがあるんだということで、改めて、もう水問題についてはどうしようかなと思つたけど、やっぱり自分として今まで一度もこの議論に納得したことはないし、何かおかしい、そ

う思いながら来たところで、この擬制という言葉にたどり着いて、これはやっぱりおかしいと。やっぱりこのスタンスで市長にもう一回この問題は正したいなという思いで、きょうはここに立っております。

ですから、市長が河川法では、もうこんなに難しい問題があるから、それを一々クリアしていくのは難しいからと、大変だと言われる意味はもう、そこは十分理解してるんですよ。だから、覚書が効力がないとか、覚書は無効ですよとかという言い方になってくると、そこは違うと。なかなか難しい議論ですけど（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）そういうふうには、私は、まずはこの覚書と確認書、基本になっているのは、その議論をしっかりとすることから、やっぱりこの水問題に対する議論は進めないと、こういうことになってくる。いつまでも終わりが無いというようなことになってくると思いますが、いわゆる擬制的論法である、これは、はぐらかし、まやかし、トリックであるという、私の言い方というか、この論法についての私はそういう見解を持っておりますが、市長はその辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の擬制という用語については、しっかり勉強させていただきますが、はっきり申し上げますが、トリックとか、まやかし、そういうつもりで説明したことは一度もございません。

それから、今、議員のほうで整理されまして、この覚書、確認書の位置づけでございますが、水利権につなげていくための前段階の手続だというのは十二分に認識しているということであります。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）これ全く、じゃあ、大変失礼しました。全く、そこは私と一致をしているところであります。（「そうです」と呼ぶ者あり）

そこで、問題になるのは、この覚書というのは、まさにダムのユーザー、ダムの利水者になるための手続について——先ほど申し上げたとおりの内容になるんですが、本来ですと、浮羽郡3町が上水道を興すときに福岡地区水道企業団から、この覚書の趣旨に添って、これ返してほしいということであれば一番よかったんですが、この覚書の文書にありますように、いわゆる条件がついております。

正確に読み上げますと、「次期水源が開発されるまでの期間、あるいは建設省河川局長施行通達、標準規則第8条の趣旨に準ずる期間」——ざっと言えば10年ということでありますけども、この2つの条件が、期間的な条件がついております。

昭和50年に締結してますから、この建設省の規則を考えますと、10年ということですから昭和60年ということになります。次期水源の開発の動きが出てきたのは平成6年1月からで、最終的に事業実施計画が整ったのが、この水の配分にかかわる部分については平成12年1月というふうには認識しておりますが、こちらのほうが期間が長いわけですね。それが大山ダム。

したがって、いつも大山ダム、大山ダムと申し上げているんですが、大山ダムが開発されるまでに、この覚書に基づいて県が指導をしたんだけど、当時、浮羽郡3町は、やはり合所ダムのユーザーになるためには、それ相当の建設費の負担が伴うけれども、その予算が整わない、それから、また、平成6年時点におきまして、浮羽郡3町は地下水で間に合っている。こういうことで、何ら返事をしないで、この有効性が切れたということを申し上げているわけでありまして。

そういう中で、ちょっと今2点、確認書のお話が出ましたが、この確認書というのは覚書をフォローするものでありまして、覚書に基づいてダムのユーザー、ダムの利水者のチェンジがあるときには当然お金の負担金が伴いますが、そのときのお金の精算というのはプール計算でやりまますよというのが確認書ですね。これ、プール計算をうたっているのが、この確認書ということでもあります。

それから、2点目で、その後、覚書の効力が切れないとか、あるとかいう文書の指摘があります。これも再三この議会で指摘を受けておりますが、文書のたびに私どもの見解を申し上げておりますけれども、ちょっと文書で指摘されないと私も正確な答えはできませんが、1つあるのは、今も協力感謝金が、今、話を——要するに協力感謝金の話が今、中断をしております。協力感謝金についても、覚書という事実があることを認めるから、この覚書を清算するという意味で協力感謝金でありますから、この切れないという用語というのは、いろいろな解釈があると思しますので、また議員のほうから具体の御指摘があれば、ここのところについては一つ一つ丁寧に御説明をしていきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 次期水源が開発されるまでの間の問題とか、河川局長通達基準第8条の趣旨に準ずる期間、いわゆる10年、10年と。

だけど、これは一時期ちょっと更新手続がなされていなかったことがあって、3年おくれぐらいで更新されてますよね。ですから、これは遵守されてますし、この次期水源が開発されるまでの期間というのは誰にとってですか。福岡地区水道企業団にとってでしょう。福岡地区水道企業団は大山ダムに、次期水源はもう供用開始になってますよね。設定したじゃないですか。だから、その時点で本当は、この覚書の趣旨に基づけば、福岡地区水道企業団は次期水源である大山ダムに6万トンぐらいでしたですかね、しかも、旧浮羽郡から借りている9,200トンまで上乘せした形で水源を確保してますよね。だから、向こうから、福岡地区水道企業団はもう水は旧浮羽郡の分も手当しましたので、返しましょうかという話があってもいいはずですよ、これに基づけば。そして、しかも、返すときには合所ダムから水をとるという意味ですよという文書まであるじゃないですか。だから、いかにも浮羽郡が、旧浮羽郡が——今うきは市が上水道事業計画を出してないから、おまえのところが悪いと言わんばかりに、だったらもう返さんぞというふうな

とり方ですよね、今のは。

だったら、それ、効力がないということであれば、もう福岡地区水道企業団は、この覚書と確認書はさっさと破棄すればいいじゃないですか。私はそう思いますよ。だけど、なぜ破棄しないのか。貸してる旧浮羽郡よりも借りてる福岡地区水道企業団のほうが、この文書を重たいと思っているんですよ。簡単には、そんな破棄はできんと。これ、軽く見とったら、恐らく今ごろ、県にこの文書はとってないと思います。これは大事なもんだから、やっぱり何かあるときには、この覚書に基づいて旧浮羽郡から水の返還を求められるかもしれんから、これは大事なもんだ。だけど、水で返すことはできないかもしれんけれども、やっぱり、今で言う協力感謝金の形で、その交渉に応じたんだろうと思います、福岡地区水道企業団は。だけど、自治体間の金の云々というのは財政法上できないということで、やっぱりこの協力感謝金は出せないと、そういう形では出せないということになって、今のところ宙に浮いた話になってますよね。

だから、確認しておきたいのは、一番、貸しているほうがこの覚書を軽く見て、借りているほうは、いや、これは大事なもんだからということで認識はいまだに持っているということを、まず確認したいと思うんですよ。そうすれば、向こうが、いつ、うきは市が返してくれという話が来るかもわからん。そのためには、この文書に基づいて協議をしていきましょう。両者に不利益が生じないようにとか、いろいろ書いてあるじゃないですか、これはですね。

だから、そういった意味では、僕は、すぐ河川法が出てくるというのは、やっぱり市長が国土交通省におられたからかなという気もするんですが、どうも国側に立った答弁ではないですか、市長の答弁は。そんな言っても、河川法でこんな縛りがありますから、だめですよというスタンスに僕は見えますけどね。違いますか。ちゃんと行ってください、市民の味方ですということをちゃんと行ってください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、その結論の前に、2点お尋ねがありましたので、順序を追って答弁をさせていただきます。

この次期水源が開発されるまでの期間の定義なんですけども、確かに大山ダムは昨年4月、供用開始をしておりますが、覚書で言う、次期水源が開発されるまでというのは、先ほど言いましたように、前段として、福岡県知事が間に立って、水の配分、つまりユーザー調整というのをします。ユーザー調整がなされて初めて、共有持ち分という所有権をとるためのお金を負担して、そして所有権をもらうという手続に入ってくるわけでありまして、ここで言う、次期水源が開発されるまでの期間というのは、そのユーザーが確定する実施計画を指しております。

したがって、実施計画の動きとして、まず最初に、平成6年1月に9,200トン、大山ダムに福岡地区水道企業団に配分された中で浮羽郡3町の分が9,200トン含まれているとい

う話が出ました。これはまさに、この覚書に基づいて、ああいう、県知事が配分をしたところがあります。

この覚書に基づいて、きちんと浮羽郡3町は上水道計画を興して、しっかり覚書に基づいて、この水源の転換——合所ダムですね、合所ダムと大山ダムの水源の転換を図りなさいという指導まで来るんですけども、何度も言うようではありますが、財政的な条件、あるいは地下水で間に合っているという、そういう事情もあって対応してない。したがって、そこで有効期限が切れたということでもあります。

そこで、9,200トン、うきはに返す分の9,200トンをもたらした福岡地区水道企業団は、今、ただでも水が足りない。これといった水源を持っていませんから、海水を今、真水に——大きな投資をして、海水を真水にしても今、水を確保している福岡地区水道企業団は、もう浮羽郡3町がそういうことで、覚書に基づいて行動を興さなければ、ぜひ、福岡市は水が足りないから、ぜひ、それは福岡市に共有持ち分を、ぜひ持たせてほしいということになったと、こういうふうに承知をしているところでもあります。

それから、この覚書を破棄してないではないかというような御指摘ですが、再三答弁させていただいてますように、協力感謝金というのは、この覚書を結んだ事実は事実として、ここを清算しようということで協力感謝金の話をずっと申し上げております。

そんな中、私が市長に就任させていただいて、毎回のように定例議会でこの合所ダムの水問題については、覚書をもって水利権があるという御指摘を、議員の皆さんから指摘を受けているもんで、私のほうが協力感謝金の話をどんどん進めますと、議会の皆さんの意見と食い違うわけですね。したがって、私は議会の中で全員の議員の皆さんにそこは了解をとりつけて、しっかりと覚書の清算を含めた協力感謝金の手続に入りたい。こういうことは、ぜひ、わかっていただきたいと思えます。

それから、最後に、私が市長に就任する前に国土交通省に身を置いてたということで、非常にその河川管理者寄りに物事を解釈しているんでないかということの御指摘ではありますが、もうこれは明確に、きっぱりと、そういうことはありませんとお答えします。これまでも議会の中でそういうふうに答弁させていただきました。私は3万2,000の市民の代表者でありますので、市民の最大幸福のために行政運営をやってまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 結局、確かに覚書というのは、もう、これをもって水利権があると言えないことはもう百も承知しております、私は。そういうことは、はなから言うつもりはありません。

だけど、この覚書がある事実は事実ですね。それで、いまだ、これも破棄されてない。県も、ちゃんと大事なものだからとってある。そして、これに基づいて、基づくからこそ、いろんな——協力感謝金の話もあるでしょうし、大山ダムにそれを上乗せした経緯もあるでしょうし、そういったことで、いまだこの効力については、市長はいわゆる手短に言えば効力はもうないんだというふうにおっしゃいますけれども、私は、効力そのものは切れてないというふうに理解しておりますが、もうそれは、ちょっと答弁はいいです。やると、次の、子供たちのためのエアコンの問題が議論できなくなってくるので。

ただ、言っておきたいのは、やっぱり水を、9,200トン捨てると——捨てるという言い方、適切じゃないかもしれませんが、もう権利を主張しないんだということは、この間から里山暮らしの話も2回ほど講演会がありましたよね。あれは何かと。いや、基本になっているのは、うきは市はすばらしい、こんな水と緑と人情味豊かな田舎、里山、こういったところで皆さんも暮らしてみませんか、すばらしいうきはを満喫しませんかという話だった——趣旨はそういうことだったと思います。うきはが持つ、すばらしい宝物である水と緑と人情味豊かな田舎の人たち、これをやっぱり前面に打ち出したシンポジウムであったと思うんですよ。

じゃあ、肝心かなめの水をよく調べたら、うきは市はあんなに里山暮らしのすばらしさ、自然のすばらしさを訴えながら、上水道は久留米の下流から持ってきてきよげなという話。どう考えたって、やっぱり私はおかしいと思うんですよ。

それと、採算性の問題も指摘されますけれども、じゃあ、福岡県南広域水道企業団から小石原川ダムの設定した水量を水源として水をとったとしますけれども、じゃあ、それで何人の人が上水道につないでくれるのかなということを考えると、採算性は、むしろそういった面では、いわゆる一般会計からの繰り出しは下流から持ってきたほうが多くなるんじゃないですか。そういうことも考えとかにやいかんと思うんですよ。単にそのコストだけという問題じゃなくて、行政負担が、じゃあ、どっちでやったらどうなるのかということも、やっぱり考えとかにやいかんと思います。

もう言いたいことはいっぱいあるんですけど、いつも自分がしゃべるのが長いなという気もいたして、反省もしておりますが、やはり市長が、この覚書の有効性そのものについて、やっぱりあんまり、ありていに言えば、効力はないんだ、これをもって水利権があるとは言えないんだというスタンスでしか答弁が返ってきませんので、なかなかこの議論を詰めることができません。

それで、またやりますと言って、いろんなことを言われるでしょうから、またやりますということは、ここではあえて言いませんけれども、少なくとも、うきは市民の水に対する思いを大事にするのであれば、1番議員から、朝、話もありました。やっぱり民意を酌み取るというのが民主主義のやっぱり原理だ、基本だと思うんですよ。

そういった面で、もう一度この、本当にうきは市民の思いを大切にするという気持ちを、単に、いや、それはできないから説明、できない理由を得々と述べるだけが説明責任じゃないと思うんですよ、私は。やっぱり、しっかり民意を受けとめて、そして、それに対して、それはこうです、あれはこうです、ああ、その可能性もありますね、だけど、これは私がこう調べたけど、法的にこうこうあってだめですよとか、いろんなことを総合的に受けとめて回答する。それがやっぱり民意に対する市長の立場だと思いますが、その辺、民意を大切にするという意味での市長の答弁をもう一回お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） たびたび申し上げますように、昨年3月の2万984名の要望書もいただきました。やっぱり市民の皆さんの、うきはの水に対する思いというのは、しっかり受けとめさせていただいているところであります。

いま一度、整理させていただきますが、昭和50年7月5日のこの覚書というのは、うきは市が合所ダムのユーザー、つまり合所ダムを利用するための利水者、つまり民法上、共有持ち分としての所有権を得る手続については、もう、これ時間切れで効力を失っているということは、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思います。ダムのユーザーに、この覚書がもう期限切れになってダムのユーザーになれないという状況です。今の時点ではですね。それだけは、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思います。

今後の展開については、岩淵議員の質問の折にお答えさせていただきましたように、まずはしっかりと市民の皆さんのアンケートをとって、上水道事業を進めてまいりたいと、このように思っています。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 市長が、内容はともかくとして、民意を大切にするという言葉は私もしっかり受けとめましたので、今後のこの問題に対する——ほかの問題もそうですけども、市長の行政上の仕事として民意を大切にしているんだという姿は事あるごとにお示しいただきたいなというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

市立小・中学校のエアコン設置についてであります。

市立小・中学校のエアコン設置については、6月議会では岩淵議員、そして、その前は高山副議長、あるいは、やめられた古矢議員、あるいは古賀議員などがもう、いろんな角度から、それぞれに質問をされております。教育長からも、しっかり検討はやっていきますということでありましたけれども、その後この問題がどこまで検討されてきたのかどうかを、ここで改めて質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

近年の気候変動による、特に夏場の酷暑についてはもう我慢の限度を超えていると思います。

幸いに、ことしの夏に限って言えば、気温そのものはさほど高くはなかったものの、連日の大雨と、いわゆる高い湿度には、もう本当に異常と言うほかありませんでした。

そこで、市立小・中学校のエアコン設置について、1つ、エアコン設置は多額の費用を要するが、気象変動による酷暑が年々顕著化してきており、このまま生徒や関係者に我慢をさせるのも限界を超えていると思うので、早急に設置を検討すべきと思うが、どうか。

2つ目、特に吉井中学校は構造上も問題があり、授業に集中できる環境ではなく、まず、優先的に設置を検討すべきと思うが、どうか。

以上を市長及び教育長に質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市立小・中学校のエアコン設置について2つの御質問をいただきました。このことに関しましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 市立小・中学校のエアコン設置についてであります。まず、エアコン設置を早急に計画すべきではとの御質問でございます。

先ほど御指摘もありましたように、6月市議会の一般質問におきまして岩淵議員より同様の質問があり、その際、耐震補強工事もあり、市としては厳しい財政運営を強いられている状況ですが、しっかりと検討していきたいと回答しました。

このような中、平成27年度当初予算を検討するために、9月2日に開催しました定例校長会において、学校及びPTAからの要望書の提出をお願いしたところでございます。あわせて、学校及びPTAからの陳情も予定されておりますので、その動きも踏まえてエアコン設置について検討していきます。

2点目の、吉井中学校へのエアコン設置を優先すべきではとの質問ですが、昨年度実施した吉井中学校への要望調査では、施設設備についてプール循環ろ過装置の設置を優先したいとのことでありましたので、今年度、予算化を行ったところであります。

吉井中学校の普通教室にはエアコンの設置はありませんが、家庭科室、音楽室等の特別教室には設置している教室もあり、夏期休業中の補充授業については、これらの教室を利用するようにしているところであります。

現在、教室温度を測定し、実態の把握を行っているところですが、その結果とあわせ、学校からの要望を踏まえ、予算状況の厳しい中ではありますが、今後、検討を図りたいと考えています。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） まだ、今後検討という回答でありました。

ただ、やっぱりこの間から学校のほうから、ことしの6月18日からずっと7月の、夏休みの

間は外して、また夏休み終わりの28日、29日——8月ですね、測定温度の結果もちょっとデータとしていただいております。

9月に入っては、9月3日はちょっと部屋、一番暑い部屋だったんだろーと思いますけれども、福岡地方が最低気温26度、最高気温が31度の日なんですけれども、38度あったと。ですから、31度が、いわゆる気象庁が発表する気温ですけども、ですから、昨年までの猛暑ですと、35度、36度になりますよね。ということは、もう教室内では40度を超えているということだろーと思いますよ、そういった日には。

ただ、確かに、夏休みに入る7月の夏休み前の期間、それから夏休みが終わって、9月1日以降の9月半ばまでごろということで、期間的には、そんなに長い期間じゃないからもう我慢しろという考え方もあると思うんですよ。だけど、私はやっぱり——これは全国の学力の問題もありますし、それから、子供たちの学校内での問題行動、そういったものもやっぱり、すばらしいとまでは言わなくても、落ちついて勉強のできる環境にしてやるのが学力向上にも結果的につながってくるだろーと思いますし、問題行動を起こす——例えば極端に言えば、いじめの問題とか、けんかとか、そういった問題にも、やっぱり子供だって人間ですから、いらいらすることもあるでしょうし、だから、やっぱりそういった悪い環境をやっぱり少しでも取り除いてやるということからいけば、まずはエアコン設置してあげて、本当に落ちついたところで勉強をさせてあげるといのは必要だろーと思うんですよ。

特に吉井中学校は中に多目的ホールですかね、あれがあって、その屋根の照り返しが上に上がって、そして、しかも2階、3階、4階になってくると、北側に本来ばあっとあけっ広げられる窓があるべきところがロッカーになっったり、ルーバー式の窓になっったりで、風抜けが非常に悪いということで、構造上も問題があると思うんですね。

この構造上の問題を僕は考えて、何で国土交通省は——市長は国土交通省でも地方整備局だから関係ないかもしれませんが、建築申請が出たときに、そこを見抜けなかったのかなと思うんですよ。これは構造が悪いですよと、設計者に対してですね。今となっては遅い、もう今さら遅いことですけども、やっぱり行政のそういった申請許可を出す窓口のところも、少し責任があるような気がするんですね。

僕ら、個人で家建てかえたときには図面——建築許可申請を出したときに図面を担当の人が見て、大越さん、ここは風通しが悪いですよ。窓1つ、つけなさいとか、そういう指導があったんですよ。だけど、吉井中学校については、何でそこが見逃されてしまったのかなと。これは今さら言っても遅いことですから、それはいいんですけども、そういった、どうにもならない、やっぱり構造的な問題もある。だけど、これを改築しろと言ったら、それこそ何億円という金もかかりますから、そうはいかんでしょ。

エアコンの使用というのは7月から9月いっぱい、しかも、夏休みは使わないと。実質2カ月ぐらいと思うんですよ。だから、この設置費用はともかくとして、維持費、いわゆる電気代については、私が一方的に言うのはどうかと思いますけれども、受益者負担という感覚から、親御さんに生徒さんから月100円でももらうとか、そういった方法もよその学校でやっていることですから、あるんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、やっぱり、すばらしいうきは市を担ってくる子供たちを育てるべく、学校教育、義務教育ですから、ぜひともそこは、あの校舎に自分が行って授業を受けるんだという立場になって、財政が厳しいことはわかっております、わかっておりますけれども、ですから、私たちは議員として、予算のかかるような質問というのは極力したくないんです。したくないけど、あそこはやっぱり、吉井中学校はひどいと、私は思いますよ。本当に、入ったこともありますけれども、そのとき温度ははかってませんけれども、じゃあ、暑いからといって天井扇を回せばプリントが飛んでいくし、それはできないと。だから、やっぱり、せめてここは、温度だって29度設定でいいと思いますし。

そういった意味でも、ぜひとももう早急に市内小・中学校全部とはもう、それは一気にはいきませんが、優先的に吉井中学校、そして次は浮羽中学校かなと思います。年次計画でも立てられて、ぜひとも検討をお願いしたいと思いますが、予算にかかわってくることでありますから市長の答弁がいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、次の世代を担う子供たちが快適な環境の中で勉学にいきむような措置というのは重要なことだと認識をしております。

先般の藻谷浩介さんの講演でも、やはり今からは子育て世代をどううきはに来ていただくかという中で、やはり教育施設が充実してないと、なかなかそういう世代の方は来てくれないと、このように思います。

そういうことは十二分に認識しているんですが、先ほど三園議員のほうとのやりとりの中でも、うきはの大きな課題は片方、健全な財政運営ということでありまして。これまでも小・中学校の教育施設については、年次計画を立てて順次進めておりました。先ほど教育長の答弁にありましたように、吉井中学校を優先して、プール循環ろ過装置のほうをやってほしいという要望にも応えて、逐次やっております。それを越えて、特別配分的にまたやるということになりますと、全体的な公共投資の戦略といいますか、計画的な執行との兼ね合いも出てきますので、教育長のほうに答弁しましたように、しっかり、そういう声というのはもう十二分に伺っていますので、検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） もうちょっと具体的な積極性が答弁としてほしかったんですけども、それはさらに市長にも今後、検討をさらに深めていただくということに期待をしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、12番、大越秀男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 5番の佐藤湛陽でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

1点目、総合産業である観光によるまちづくりについて。

2点目、うきはブランド化について。

3点目、6次産業化について。

4点目、東校跡の活用について。

以上、4点について質問させていただきたいと思います。

私は長年にわたり旅館を経営してまいりました。観光事業は総合産業であり、地域産業の一助となればと思い、あんなもの、こんなもの、そんなものを見直し、地域の資源を生かし、オンリーワンの旅館を目指し、自分なりにやってみりました。地産地消をモットーに、フルーツの産地であります、うきは市の豊富な果物を使った料理を、試行錯誤を繰り返し1年かけてつくり上げたフルーツ懐石。幸い、全国で珍しいフルーツを使った料理ということで、各マスコミに取り上げていただきました。また、地域産業である窯元、麵工場、フルーツ農園等との連携及びJR、バス会社、旅行社とともに誘客をしてまいりました。

しかし、お見えになっていただいたお客さんからの声の大半が、筑後川温泉は温泉地として雰囲気がないとのことで、そのことにより旅館組合が再三、行政に要望し、一度は筑後川温泉の将来計画を業者に頼んでいただいて、大変立派な青写真までできました。その折には私ども組合員一同、期待で胸を膨らませたことを今でも覚えております。

当時の行政の答弁としては、何年か後には昭和橋のかけかえも計画されているので、そのときに一緒に筑後川温泉の環境整備も考えたらどうかとのことで、私どもも納得していたことでした。昭和橋も立派に完成した今、何も進展が見られないようでありましたので、6月の議会で質問をさせていただいた次第でございます。私が組合長のときでしたので、かれこれ20年たつたと思いますが、いまだかつて何一つの進展もございません。市長もかわりました今、筑後川温泉の周辺環境整備の実現を。

それでは、質問に移らせてもらいます。

総合産業である観光によるまちづくりについて、（1）再度、筑後川温泉について伺う。

1番、6月の議会の折、私の質問の、筑後川温泉はどのように市としての位置づけをしてあるかについて、重要な場所だと認識しておりますとの答弁をいただき、その結果、筑後川温泉整備計画の策定を急いでいただいていると理解しておりますが、その進捗状況は。

2番、6月の議会の答弁に、うきは駅を中心とした整備等を早急に検討しているとのことでしたが、現在の進捗状況は。また、JRななつ星や、8月28日付の新聞にスイーツ列車が来年、久大線を走るといった記事が載っておりましたように、全国から注目を浴びるようになると思います。うきは駅に停車するようになれば、全国にうきはを知っていただく絶好のチャンスだと思います。

先日も、ななつ星がうきは駅に5分間停車いたしました折、市長を初め、副市長、市長公室長がお見えになっておりましたが、そのとき、市民の声をお聞きになられたことと思いますが、そのようなことを含めて、そうなったときの受け入れ体制を考えてあるのか。

3番、観光概念、観光行動、観光消費についての見解は。

4番、観光が生み出す経済効果についての見解は。

我が国でも観光は基幹産業であること、観光は日本経済再生で大きい役割を果たすことと捉え、観光立国として観光庁までできている。多くの自治体では観光行政を商工、農林、水産など、同じ産業振興に位置づけている。観光行政は、一観光主管課のみでなく、他部局と連携調整して、全庁的なまちづくりの一環として極めて総合行政的な取り組みを組まれている。私が県の温泉地協会の会長をいたしておりました折、他県並びに市町村の方とお会いしました折、感じたことは、観光に対する熱意があるところと、そうでないところが、すぐわかりました。

5番、観光事業に対する、市としての取り組みを伺う。

6番、市が補助金を支払っている観光協会の事業活動について、市長の見解を伺う。

以上、6点について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの総合産業である観光によるまちづくりについて、6点の御質問をいただきました。

1点目が、筑後川温泉整備計画の進捗についての御質問ですが、現在、温泉南側の寿橋のかけかえ等、あるいは県道八女香春線の改良事業も進み、来年3月には寿橋の開通も予定されているところであります。それにあわせて、筑後川温泉の振興を図るため、筑後川温泉整備計画を策定しているところであります。策定に当たっては、旅館組合や観光協会などの意向も取り入れたものにしたいと考えており、関係団体の要望等を取りまとめ、現在、検討を行っているところであります。

2点目のお尋ねが、うきは駅を中心とした整備計画と、ななつ星についての御質問でございます。

す。

御存じとは思いますが、先ほど御指摘もありましたが、8月12日に、ななつ星の歓迎のイベントを市内各所で行いました。ななつ星が運転停車したうきは駅では、700人を超える市民の方々にお出迎えをいただき、改めて、ななつ星の人気の高さを実感したところであります。

ななつ星のうきは駅での運転停車が実現するかどうかについては、来年3月のダイヤ改正の際に明らかになると思われませんが、実現することになれば、うきはをPRするチャンスでありますので、どのような歓迎ができるのかについて、関係団体や市民の皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。

また、人気、話題性の高いななつ星がうきは駅に停車することになれば、多くの見学者が駅を訪れることになることが想定されます。多くの方に来ていただくことは、うきは市にとっても喜ばしいことではありますが、一方で、安全対策について十分に配慮する必要があると考えております。この点につきましては、JR九州と連携をとりながら対応策を検討してまいりたいと思っております。

うきは駅の整備に関しては、6月議会での、駅内の観光案内板のリニューアルを検討していきたいと、このように答弁をしたところであります。現在、関係機関と調整を行っているところでありますが、設置者である観光協会の財政的な事情もありますので、もうしばらく検討の時間をいただきたいと思います。

駅は、うきは市を訪れる人にとってゲートウエーであり、それだけに駅の印象は重要なものと考えております。駅自体の施設や機能については、観光客や地元の人にとっても快適な空間となるよう、JR九州に対して働きかけていきたいと考えております。

3点目の、観光概念、観光行動、観光消費に対する見解と、4点目の、観光が生み出す経済効果についての見解は、相互に関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

観光は、農林水産業、商工業、サービス業など、多くの産業に幅広くかかわり合いがある総合産業であり、市にとっても重要な産業であると認識をしております。観光による消費の多くは市の外からもたらされるものでありますので、それを地域でしっかり受けとめることにより、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと考えております。

観光消費の特色は、そのお金が地域に還流する比率が高いことにあります。例えば飲食店で観光客が食事をする場合、その食材がうきは市のものであれば、うきは市内の流通業者、農業生産者等にお金が行くことになり、その流れたお金は次の消費を誘発することになります。つまり、一旦うきは市に落ちたお金が地域内でぐるぐると循環することとなります。これが、うきは市外から商品や資材を調達しなくてはならないような業種の場合では、一旦うきは市に落ちたお金が、すぐ市外に流出する構造となってしまいます。

観光は、うきは市内で生産される産物、産品や、人的な資源を有効に活用し、地域の中でお金を循環させるための重要な経済システムを担うものと捉えることができます。このような経済循環システムの中で、個々の事業所の売り上げの増加だけではなく、雇用の創出、税収の増加など、さまざまな効果が期待されます。例えば税収については、観光消費額に0.006を掛けた数字が税収になるとの報道もございます。つまり、10億円の観光消費があれば600万円の税収につながる事となります。

このように、観光は移動や食事、宿泊、お土産の購入など、消費を伴うことで地域経済の活性化に対し大きな効果をもたらすものでありますが、観光客の増加と観光消費の増加を連動させるためには、受け入れ側の努力も必要となってきます。具体的には、サービスの向上やブランド力の高い魅力ある商品の開発など、さまざまな対応を図っていくことが求められます。市としましても、市内のさまざまな関係者との連携の中で、これまで以上に経済循環を高めるための仕組みを構築できるよう、努力してまいりたいと思っております。

5点目の、観光事業に対する取り組みについての御質問であります。先ほどの答弁とも重なるところがございますが、観光は裾野が広い産業であり、市にとって外貨を稼ぐための重要な産業であるとの認識のもと、振興に向けて対応を図っているところでございます。

うきは市は、福岡都市圏では一定の認知度はあるものの、県外、特に大きなマーケットである本州での認知度が低いことが課題となっております。このような状況に対応するために、大規模市場に対する定期的なプロモーション活動を強化しております。市内の観光事業者独自の取り組みに加え、旅行会社により造成された旅行商品は、うきは市を宣伝するための重要な媒体でもあります。まずは、うきは市に来てもらい、知ってもらうことでリピーターの増大、さらにはコアなファンづくりにつながるものと考えております。

また、うきは市内には、うきはスイーツ&フルーツコレクション、森林セラピーや棚田オーナー制度などの特色あるイベント等が多く存在しております。これら既存のイベントも磨きをかけることでリピーターをさらにふやしていけると考えられますので、市としても積極的な支援を行っているところであります。

さらに、新たな観光資源の発掘も重要となってきます。市内には古墳や日本書紀にかかわる史跡を初めとした歴史的資源、豊かな農村空間など、現状では大きな観光ニーズはないものの、今後、人を呼び込むための重要な資源となり得るものが多く内在しております。新たな観光資源を発掘し、既存の資源との連携を図ることにより、うきはをアピールし、一層魅力を高めていくことが重要であると考えております。

一方、国は2020年の東京オリンピックまでに外国人観光客を2,000万人にふやす目標を立てております。地理的にもアジアの玄関口となる福岡空港にも近いうきはは、外国人観光客

の誘客についても大いに可能性があるものと考えております。いわゆるインバウンド観光と呼ばれるものでありますが、うきは市においても積極的な対応が必要と思っております。この一環として、先般、うきはブランド推進係が韓国、釜山の旅行会社を訪問し、うきは市をPRするとともに、誘客に向けた旅行商品の造成に対し働きかけを行っております。

インバウンドについては、近隣のアジア諸国だけではなく、欧米諸国についても重要なターゲットになると考えられますので、今後インターネットやSNS——これはソーシャルネットワークキングサービス等のメディアを活用した情報発信も重要になります。このような状況の中、現在7月に着任した、うきはブランド推進隊が中心となって、英語による情報発信についても強化を図っているところでございます。

最後、6点目でございますが、観光協会の事業活動についての御質問であります。観光協会については財政的に厳しいことで人員が制約され、本来やれるべき業務が十分にできてない部分が少なからずもあったものと認識しております。

この点を踏まえ、観光協会からの意向もあり、8月1日付で、うきは市民センターに協会の事務所を移設いたしました。うきはブランド推進係の職員には観光協会との連携を密にし、実効的な観光事業の推進に向けた体制の強化を指示しているところであります。

今後は観光協会の体制強化が図られることで、今まで対応が十分にできなかった会員へのフォローアップや宣伝、営業活動の強化、観光客の誘客に結びつく、さまざまな事業の中心的な担い手として機能することを期待しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 1点目ですが、総合産業である観光によるまちづくりについて、1番の、再度、筑後川温泉についてということでございますが、その進捗状況を伺ったわけですが、いつも検討しています、何していますということで、なかなか実現はできないわけですよ。だから、何年ぐらいいままでに達成していただけるものか、ひとつ、市長、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 言葉だけではなく、しっかりやらせていただいております。その全貌は副市長のほうにちょっと答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御質問をいただきました筑後川温泉整備計画ですけれども、先ほどの市長の答弁にもありましたように、関係者の方々の意見を踏まえながら内容を検討するということが必要ということを申し上げました。

これは、計画というのが、えてして行政中心につくると絵に描いた餅で終わってしまって、中身はいいんだけども実現できないということになると、これは一番、計画をつくる上で避けなけ

ればいけないことだと考えております。

そのような中、現在、特にやはり温泉のことでありますので、地域の温泉旅館組合等の意向、組合の中にはさまざまな経営者の方々がいらっしゃいますけども、個々の意見をお聞きする中で、市と意見交換するというのを踏まえて、先ほど申し上げたとおり、今年度いっぱい計画を形のあるものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、もう一点ですが、旅館組合が月々納めております入湯税、入湯税による鉱泉浴場所在地域施設整備基金が平成6年から現在まで、どういうふうな格好で支出されたか、内訳を今度の決算委員会までお知らせください。いいですかね。わかるですかね、意味が。入湯税が現在5,169万円あるわけですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、入湯税の3分の1を積み立てておりまして、これは筑後川温泉あるいは吉井温泉ですね、その整備に充てるということになっております。そちらの経緯については、しっかり御説明できるものについては御説明していきたいと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） だから、今からさかのぼって、平成6年から今まで、その基金がどういうものに使われたかというのが知りたいわけですよ。それを、ぜひお願いしたい。今度の決算委員会まで。いいですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員のほうから、平成6年からというお話なんですけど、それぞれ浮羽町、吉井町時代の話も含まれると思いますので、ちょっとそちらについては調べさせていただいて、できる限り、あるものについては公表していきたいと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） よろしくお願ひします。

2番の件ですが、今、先ほどから整備計画についてから説明がありましたけど、吉井駅と大石駅は寄りつきいいわけですよ。そうすると、うきは駅の場合はもう御存じのように寄りつきが悪いわけですよ。だから、ぜひ寄りつきやすいように環境整備のほど、よろしくお願ひしたいと思うわけでございます。そうすることによって、筑後吉井駅、うきは駅、筑後大石駅がそれぞれ相乗効果が出るんじゃないかなと思うわけでございます。よろしくお願ひします。

4点目の件ですが、観光が生み出す経済効果についての見解はということで、ただいま市長の

ほうから説明がありましたけど、やっぱり経済効果の1つは、やっぱり生産的波及効果——観光が盛んになれば、関連のある部門の生産に波及することになる。そして、生産におけるお金が回るということ。当然そこで働く人たちに給料が支払われること。つまり、所得効果があるということ。そして、雇用もふえてくるので、直接、雇用効果にもつながる。そうすると、観光行動が盛んになって、このように観光消費が増加すると、いろいろな産業が盛んになるので、当然、税収がふえていくことになる。税収効果が生じるということを確認していただけたと思います。

そこで、私の例を言いますと、旅館組合の私が組合長のときに、旅館を1つの会社として見立てた場合、観光効果として外貨を稼ぐ、地域外から外貨を稼ぐ、そして生産的波及効果は地元のものいろいろなものを買うという。雇用効果、税収効果、これは今、先ほどから言う入湯税など、大きいものと思います。今からさかのぼると60年前、先人たちが温泉を開発して、今日まで組合員の並々ならぬ努力により運営してまいりましたが、しかし、今日では皆さんも御存じのように、窮地に追い込まれているのが現状です。

そこで、うきは市には吉井温泉、筑後川温泉という財産があるので、最大限の活用をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、筑後川温泉、吉井温泉、2つとも貴重な、うきは市の地域資源であります。

今まさに地域資源を生かした、あるいは掘り起こしたブランド推進に取り組んでおりますので、そういう中で、ぜひ、この温泉の活用についても考えていきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 5番の件ですが、観光が総合行政的に取り組まなければならないことが御理解できたものか、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁でくどくどと、観光業というのは、1次産業、2次産業、3次産業につながる、裾野の広い総合産業であるということを申し上げました。そして、経済学的にも、いわゆる乗数効果が非常に高い産業でもありますので、まさにいきなりの経済循環を好転化させるための本当にリーディング的な産業になり得るものだと、こういう認識を持っております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） うきは市のホームページに載っておりましたように、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを官民一体となって取り組もうではありませんか。いかがですか。再度ですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市は、なかなか人口が減少しているわけですが、何とか定住人口にも努力していかなくてはならないんですが、今後、交流人口をどうふやすかというのが大きな我々の課題だと認識しております。

そういう面で行きますと、「うきは市に住んでよし、訪れてよし」のまちづくりをするということは、それは勢い交流人口をふやすことになりますので、ぜひ、そういう面でしっかりした取り組みをやっていきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） うきは市には観光に対する団体が観光協会と観光推進協議会の2つありますが、観光に従事してある方の声で私がよく耳にするのが、何かがあったときに、どちらに言えばよいのかと迷うということです。

よって、行政としては、そのことについてどう思われるか。よろしく申し上げます。関連。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 通告では、次の鑑水議員からの通告をいただいておりますので、そこでしっかり御説明をさせていただこうかなと、こう思っていたわけですが、御指摘のように、観光協会、観光推進協議会と今、分かれておりますが、力が分散して非常にもったいないと、こういう認識でありまして、今、市としましても、この一本化を図るべく、しっかりした対応をさせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番、うきはブランド化について。

うきはブランド化に対し、うきはブランド推進本部を設置し、このほど3名の方がうきはブランド推進隊として着任してこられ、2カ月たちました。6月の議会での答弁に、特色ある取り組み、具体化し、目に見えるうきはブランドへと進化させるとありましたが、現在の進捗状況は。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 次に、うきはブランド化について、ブランド化に対する進捗状況についての御質問でございますが、うきはのブランド化は商品開発だけで達成されるものではなく、「うきは」そのものを知ってもらい、うきはのよさを体感し、共感してもらうことを通じて形成されていくものと考えております。そのためにも、議員御指摘のとおり、目に見えるものとして進化させていくことが重要なことであり、積極的にさまざまな取り組みを推進しているところであります。

具体的な取り組み例として、まず、フルーツ王国うきはとしての情報発信のため、9月から10月の初旬にかけ、東京の三越恵比寿店で初のフルーツ販売を行っております。うきはの良質

なフルーツを通じ、うきはのイメージ形成、さらにはブランド形成に結びつくことを期待しております。本事業については、今後、継続して実施できるよう、対応を図りたいと思っております。

今申し上げたフルーツについては、ある程度の対外的な評価をいただいているかと思いますが、全く未利用な資源も、うきは市内には多く存在しております。そのような資源を活用し、対外的な情報発信を行うことにより、うきはのイメージの形成を図ることも重要と考えております。

このために、7月から、うきはブランド推進隊として3名の若者が着任しております。彼らは、移住、定住の促進や、地域資源の活用、観光など、ブランドづくりに直結する業務に従事しており、今後の活躍を期待しているところであります。また、この10月には、デザイン開発を担当する隊員が1名、新たに着任する予定となっております。

隊員それぞれの動きが連動することにより、ブランド化に向けた動きが加速することを期待しているところであります。しかしながら、まだまだ取り組むべく課題も多くあると思っております。今後、皆様の御支援もいただきながら、うきはブランドの確立に向け、取り組みの強化を図りたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私事ではありますが、旅館を経営しておりましたときに、やっぱり各地方からお越しのお客様と接しておりました折に、私たちから見れば、こんなもの、あんなもの、そんなものというような、何でもないものが、かえって喜ばれるというようなことが多々ありました。そのような意味でも、今回の3名の方の意見は大変意味あるものと期待しております。3年という期間がありますので、スピード感を持って取り組むようにお願いします。

3番、6次産業化について、6次産業という言葉はまだまだ認知度が低く、よって、6次産業とはどういうものかということ、農林漁業者が生産した農作物等をみずから加工販売することによる付加価値の拡大、創出を図る取り組みや、農山村にあふれている有形、無形のさまざまな地域資源、例えば農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景、伝統的文化などを有効に活用して、農山村の雇用確保や所得向上を図る取り組みということを知りました。

そこで質問。

6次産業についての問題意識のもとで、取り組みや新たなチャレンジに向けた、市と事業者が連携し、対応を図ることが重要であるとともに、観光と結びつけ、新しい販路の開拓を行っているとの6月の答弁でしたが、進捗状況は。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの6次産業化について、6次産業化への取り組み進捗状況についての御質問をいただきました。

6月議会の際に、農商工連携への取り組み事例として、オリーブ、キクラゲ、葉ワサビ、チョコ

ウザメ等への取り組み、農林水産省の6次産業化認定を受けて事業展開を行っているジェラートショップの動向等について報告を申し上げたところでございます。この中でも、オリーブについては、ことしの生育状況から見て、オリーブオイルの販売にめどが立ったとの話を伺っておりますし、チョウザメについては、食材としての活用にかかわる検討がなされていると伺っております。

このように、一気に大きな動きにすることは事業主体の規模の関係から難しいものの、着実に6次産業化への展開がなされているところでございます。また、ジェラートショップにつきましても順調に推移をしており、市民を中心とした固定客を確保し、観光客の立ち寄り、リピーターも多くなっていると伺っております。道の駅や周辺の農家レストランなどとも近接していることから、うきは市内の観光回遊の立ち寄り拠点として機能する状況となっております。また、うきは市産のフルーツ、野菜、加工品を原料としたジェラートですので、事業の円滑な展開により、今後、地域経済へのさらなる波及を期待しているところでございます。

このような中、新たな動きも出ている状況です。具体的な例として、柿を活用した加工品について、商品改良や新商品の開発を行うとする生産農家も見られます。これについては昨年度、中小企業基盤整備機構九州本部の協力のもと開催した、うきはあきない実践塾の成果を受け、講師である中小企業診断士の指導のもと、既存事業のブラッシュアップに取り組んでいるものであります。

これまで申し上げた事例の中には、商品を市内の物販施設で販売しているものも見られ、観光との連携も次第にできつつあるものと感じております。うきは市内で6次産業化を進めるに当たり、経営基盤が脆弱な農業生産者が多い中では、単独で事業展開を図ることが難しい状況も多いと思われまます。

このよううきは市の実態に鑑みますと、農業生産者と市内の飲食、小売、宿泊等の事業者との連携を高めていくことがますます重要になってくると考えられます。市としましては、引き続き市内の6次産業化に向けた動きをサポートする中で、事業所間の連携を強化し、域内での経済循環を高めるよう努力していく所存であります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 単独ではなかなか難しいということですが、JR九州グループは、農業、環境、エネルギー、海外事業を中心とした成長市場へ積極的に挑戦しています。

平成22年に参入した農業事業は、ニラ、ミニトマト、卵のほか、サツマイモ、ピーマン、かんきつ類など多岐にわたり、これらの生産販売を通じ、休耕地の利用や雇用の創出などで地域の活性化を目指しており、その結果、7月にはJR九州ファームという会社を設立してまで農業事業に力を入れている今、我がうきはでもJRとの休耕地の再利用を考えてはいかがか。答弁をお

願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、我が国、農業改革も進められております。そういう中で、今、議員御指摘のように、いろいろ課題もあるんですが、企業参入ということもあり得ると、このように思います。

いずれにしても、今、耕作放棄地の課題も抱える、うきは市としては、こういう土地をどのように有効に活用して農業振興につなげていくのかというのは重要な課題でございますので、御指摘の点も踏まえながら、しっかりアンテナを広く立てて対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 4番の東校跡の活用について、新聞で添田町が廃校の跡に企業を誘致したということを知り、早速、添田町に問い合わせしてみた結果、県によると、廃校した県立高校が18校ある中で、企業が進出して活用されているのは添田町が初めてだという。

県から添田町が買い取り、その敷地の半分を公園として整備し、校舎や体育館が立つ、残りの2万4,000平方メートルを企業誘致として福太郎に売却した。町長は、少子高齢化が進む中、雇用や活力を与えてもらい、うれしいと。まちづくりの拠点になると話している。ちなみに、体育館の1階は工場や売店とし、2階を製品等の倉庫として活用し、地元から100人の雇用を見込んでいるそうです。

そこで質問。

6月の議会でも取り上げられた東校跡の活用について、改めて市長の考えを伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 東校跡地の活用についての御質問であります。議員が申されましたように、東校跡地の活用については、6月議会において大越議員から質問をいただいております。

このことにつきましては、浮羽東高等学校跡地活用検討委員会を設置し検討してきたところですが、具体的な活用方法の決定には至っておりませんが、市としましては、産業の振興、生涯学習の推進、企業誘致、保健福祉の充実などのために活用していきたいと考えている旨、答弁をさせていただいております。

その後、7月の全員協議会の折に、浮羽医師会において、国の新しい施策による新たな財源支援制度に係る要望調査において、東校跡地を候補地とした総合的な地域医療センター設置の計画が提出されている旨、報告をさせていただいたところあります。市としましては、この計画には大きな期待をしており、私も県・国の関係機関に働きかけを行いながら、できる限りの支援をしてきたところあります。しかしながら、事業規模も大きく、県の予算も限られており、実現

に向けては解決すべき課題が多くあり、不透明な状況であります。

このたびの計画の中には、総合的な地域医療センター設置の取り組みのほか、病床の機能分化、あるいは医療と介護の連携の事業、さらには在宅医療介護サービスの充実に係る事業など、さまざまな事業も要望されております。これらの事業も、市にとりましてはとても重要な取り組みであり、大いに期待をしているところであります。いずれにいたしましても、もう少し状況を見守っていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） この跡地を24年度には6,664万3,000円で購入し、委託費が22万6,800円、25年では、委託費は50万7,575円、それプラスの金利ということで、大体年間100万円ぐらいだろうと思います。まず、早急にやっぱり取り組むべきだろうと思います。

先ほどから言いますように、情報収集して、早く計画のほどをお願いしてもらいたいと思うわけでございます。いかがですか、再度。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、福岡県のほうから有償で譲り受けて、かなり期間がたっております。早急にこの東校跡地を対処するというのは、私に課せられた大きな課題の1つだと、こういうふうに認識をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 以上、終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。3時15分より再開します。

午後2時58分休憩

午後3時13分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

皆さんにお知らせをいたします。

大越議員より、所用のため、これより退席させていただきたい旨の申し出がございました。議会運営委員会で協議しました結果、これを許可することに決しましたので、皆さんに報告しておきます。

それでは、一般質問を続けます。

次に、2番、鎌水英一議員の発言を許可します。2番、鎌水英一議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 2番、鎌水英一でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして、質問させていただきます。初めての発言でございます。よろしくお願いいたします。

1番目に、地域経済雇用について、2番目に、観光協会等の組織のあり方について、2項目の質問をいたします。

まず、1項目めです。地域経済雇用についてでございますが、1番議員の関連等あるようです。

日本経済を支えてきた中小企業、地域経済や雇用を支えてきたのが小規模企業です。全国企業386万社のうち344万社、87%を占めるのが小規模零細企業です。日本経済は生まれ変わりつつある状況と言われている大手企業の合併や買収の中、地方や中小規模の事業者はまだまだ厳しい経済環境に直面し、企業や事業所数も激減しております。商業、サービス業、製造業その他あらゆる産業分野において小規模企業の占める割合は大きく、競争力の源泉でもあります。特に地域雇用の主要な担い手は、地元企業、小規模企業が多くなっています。先日の改造内閣でも、新たな地方創生が重要課題に取り上げられていることです。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、企業誘致や新規事業に対し、雇用はもちろん、税収の増へとつながる行政の努力は評価しているところです。しかし、既存企業事業所は経営や事業承継に苦戦を強いられている現状です。行政として今後、取り組みや指導方針はあるのでしょうか。

2点目に、基幹産業である農業改革をめぐる改革案について議論されている中でもありますが、今回、第186回通常国会に提出された、小規模企業振興基本法案——小規模基本法について、小規模企業の振興に対する施策についてでございます。

3点目、1、2点目の関連となりますが、地場産業育成のため、行政として各業種代表と意見交換等の場を設ける考えはあるのでしょうか。

この3点について市長にお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの地域経済雇用について3点のお尋ねを受けました。

1点目が、既存企業に対する行政としての取り組みについての御質問でございますが、現在うきは市では、金融面、経営指導面、あるいは情報面を中心に企業支援を行っております。

まず、金融面では中小企業貸付金利子補給補助金制度があり、この制度は中小企業経営に必要な事業資金の融資を促進し、経営の健全化を図るため、貸付金に係る利子の一部を補給するものでございます。平成25年度末では融資件数が203件、融資金額が4億7,913万3,200円であります。そして、平成25年度の利子補給金額は628万8,346円となっております。

経営指導の面では、昨年度の11月から3月にかけて、中小機構九州本部の協力のもと、うき

はあきない実践塾を開催し、20名の参加のもと、計6回の指導を行ってまいりました。今年度については、引き続き中小機構との連携のもと、相談等の支援を受けられるよう対応を図っているところであります。

情報面では、個別に相談に来られた企業に対し、農商工連携、企業支援、専門家派遣等の中小企業施策や、農水省が所管する6次産業化等の事業について情報提供を行うとともに、必要に応じて担当部署、機関の紹介を行っております。また、平成26年8月8日には、九州経済産業局より講師をお招きし、市職員及び商工会、観光協会等の職員を対象に、中小企業施策の1つであるミラサポについて研修会を実施しております。

ミラサポとは、中小企業支援にかかわる国の各省庁の事業、都道府県、市町村の事業を一括検索できるウェブ上のサイトで、従来、各省庁や自治体を実施する事業が縦割りで、欲しい情報を効率的に得ることが難しいといった企業や支援機関の意見を踏まえて、中小企業庁が中心となって構築したものであります。支援事業の検索のほか、入札情報の検索、参加者同士の情報交換が可能など、多機能なものとなっております。

支援事業の中には、企業が直接手を挙げることができるものも多くありますので、今後、市内の事業所に対して、ミラサポの活用方法に関する指導を行い、企業みずから積極的に事業を活用する環境を整えたいと考えております。具体的な動きとして、10月に市内の事業所向けの研修会を予定しているところであります。

2点目が、小規模基本法にかかわる施策についての御質問でございますが、小規模企業支援基本法は、小規模企業の振興の基本原則として小企業者——おおむね従業員5人以下、を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展を位置づけており、小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、施策の継続性、一貫性を担保する仕組みとなっております。

また、御存じのとおり、同基本法は平成26年6月20日、第186回通常国会において成立しており、同法には第5条に国の責務、第7条に地方公共団体の責務が記載されているところでございます。現在、同法に基づき、国から小規模企業振興基本計画の原案が提出されており、9月中に閣議決定される予定となっております。

うきは市といたしましては、基本計画の内容をしっかりと受けとめ、九州経済産業局、商工会等と連携を密にしながら、今後の取り組みについて積極的に検討していきたいと考えております。

3点目が、地場産業育成に向けた意見交換の場の整備についての御質問であります。現在うきは市では、市内の団体との意見交換の場として年1回、うきは市商工会、うきは市観光協会との間で行政懇談会を実施しております。そして、行政懇談会で出された意見や要望等を踏まえ、当初予算において反映するよう指導を行っているところであります。

毎月1回ペースで、うきは情報市場という形で異業種が参加する意見交換の場を開催しており、行政からの情報提供に加え、参加者がそれぞれの立場でいろいろな意見、情報の交換を行っています。情報市場につきましては、どなたでも参加できるという形式をとっており、本年の8月で16回の開催となっております。

これまでの参加者数としては、平成25年度が152名、平成26年度が8月までで60名の出席がっております。業種等については、農業者、商店主、弁護士、林業関係者、新規起業者、IT関連、デザイナー、公務員、農商工連携関係団体、ボランティア団体等、多様なものとなっております。今後は既存の意見交換の場の充実を図るとともに、市内の各業界の意向等も踏まえた上で、効果的な情報交流のあり方について検討を行いたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今のミラサポですか、新規事業として取り組んでいる事業ではないんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、ミラサポの定義については御説明を申し上げました。

中小企業庁が中心となって構築したものでありますが、うきは市の取り組みとしては初めて、新規の取り組みでやらせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 新規事業も重要なことです。しかし、補助金等の効果を最大限に延ばし、雇用、育成にもしっかりと取り組み、継続に期待をしたいところです。

地域活性化を進めるときに、まず取り組むべきは、その地域に雇用を創出することです。あらゆる産業分野が中心になり、地域で雇用が確保され、賃金が支払われることで、そのお金が地域で回っていくことによって、小売、サービス業にも活気があふれ、地域への貢献を果たしていると思います。地域活性化の第一歩は、地域に根づいた中小規模事業所が元気になることだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりだと思います。もちろん外からの企業誘致も重要でございますが、再三申し上げますように、内発的振興といえますか、今ある1次産業、そして2次産業、3次産業、これをどう活性化するか。内発的振興、非常に重要な課題だと、こう思っています。そういう中の取り組みとして、この4月からブランド推進本部を結成しまして、うきはブランド化を図っているところであります。

このブランド化の趣旨は、うきはにある地域資源、1次産業、2次産業、3次産業、あるいは人的資源も総含めて、それをどう有効に活用していくか、あるいは眠っているものがあればそれ

を掘り起こして、どう地域資源に磨きをかけていくかが1点と、そして、そういうことをする上で経済の好循環というか、先ほどから御質問でありましたように、いろいろ経済学的に乗数効果ということもしっかり意識を持ちながら、うきはは入ってきた資金が域内でどう好循環するか、そういうこともしっかり頭に入れながら、このブランドの推進を図っていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 活用に対する努力は本当に貢献に至るものと思っております。

ただ、人口減少による少子化、高齢化、都市と地方との格差、問題は本当に山積みしています。中には人手不足が深刻さをまし、受注や事業ができなくなった業種や、未経験者雇用による労災も増加をしている状況です。歯を食いしばって日々努力をしている事業者もいる中、後継者の確保が困難になり、事業承継の対策をしていなかったために廃業に至った事業者や、業績不振による経営悪化の事業所も少なくありません。

今後、市内企業、事業所でもできるということを念頭に、若手育成、人材確保など、成長できる地域、うきは市になる。そのためには、行政の手助け、支援、指導をするのが責務ではないでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 午前中の岩淵議員の御質問にもお答えしたんですが、今後アベノミクスの効果は、地方あるいは中小企業にどのように波及効果を及ぼしていくかというのが大きな課題であります。要は、うきはを含めた地方に、雇用と賃金にどう好転していくかというのが大きな課題でありますので、そういうところについては、しっかり国の動向も見守りながら、そして、国・県だけに頼るのではなくて、うきは市としても、議員御指摘のように、今ある地場企業をどのように活性化するかというのは内発的振興を図る上で重要な課題でございますので、しっかりした取り組みをしてみたいと思っております。

そういう中で、今うきは市としては、先ほど観光施策についても述べさせていただいたんですが、多くの方がお見えになってきた中で、いわゆるコミュニティビジネスと申しますか、人が多く集まれば、いろんなビジネスができてきますので、そういうことを図りながら、地場の企業、あるいは新規企業と申しますか、地場の皆さん、地元の皆さんによるコミュニティビジネスの形成にもつなげていきたい、このような思いでいるところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今の答弁のように、今後、発展、活性化のためによりしくお願いします。

中小企業基本法が成立したのは51年ぶりです。経済産業省にとって戦後2本目となる基本法

です。小規模経営者にとって待ち望んだ、非常に期待される法律であります。個人名では失礼ですけど、企画課長の御出身でもあり、ぜひともお知恵を拝借したいものであります。

政権交代前、事業仕分け等で廃業を余儀なくされた企業があります。景気回復後、風が届けるには小規模企業者のみんなが元気になり、地方の再生を目指す、そのためには、小規模企業の地位向上に結びつき、活力にあふれ、そして、地域が活性化するよう取り組んでいくことが重要です。小規模基本法、小規模支援法により、今後、小規模企業に対する各種の支援策が積極的に展開されていくことを大いに期待するところです。

そのためには、施策の策定、実施の責務を有し、条例制定に向け、早々の対応を商工業の代弁者として強く願います。市長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、今回の法律は基本法であります。略称で恐縮ですが、小規模基本法は、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的に、そして、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施することが大きな目玉となっているところであります。

今後、先ほど答弁させていただきましたように、小規模事業施策の体系を示す5年間の基本計画の策定が近いうちに閣議決定されるというふうに承知してます。こういう動向を見ながら、市としてどういうことができるのか、しっかり今後、今、議員がおっしゃった条例化も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 地域の産業分野における課題や問題はもちろん、異業種間の知恵や知識を掛け合わせることによって、新たな価値を創出することができるのではないのでしょうか。

先ほど市長もおっしゃられましたけど、例えば庁舎内にミニハローワークみたいな雇用等に関する相談窓口を定期的に設け、各種団体と連携を密に行っていけば、人口減少に少しでも歯どめができるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 人口の流出を食い止めるためには、特に若い人たちの雇用の場をどう確保するかというのが大きな課題だと、このように認識をしております。

第一義的に地場産業の振興を図りながら、しっかりした雇用の受け皿をつくること、そしてまた、外部というか、企業誘致を図りながら、大きな雇用の場を確保することも同時並列的に進めていかなくてはならないと、このように考えております。

そして、そういうことをやりながら、マッチングといいますか、雇用のマッチングについては今、市役所庁舎内にハローワークをという具体的な提言がありましたが、いろんな振興を図る中

でそのマッチングについては検討していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） よろしくお願ひします。

地域に根差して働く場所である小規模企業が活発に経済活動ができていることが地域の活性化を推進します。そして、そのことが地元企業雇用の機会を生み、定住人口の増加や、教育、福祉の充実、健全な社会の構築を実現するものです。今後、地方交付税減税になる中にも、あらゆる視点で行政の努力、御指導をお願いいたします。

次に移ります。

まずは、初日の議会において、うきはの里、耳納の里、商業施設の討議が行われた中で、地元事業者、商店街は見放されたような感じを個人的に受けました。また、一日より4日間のうきは市の魅力をアピールする、ここ最近では長時間のテレビ放映があり、すばらしい企画に感心したところです。

次に、2項目めの質問です。

観光協会等の組織のあり方について、5番議員と重なった質問答弁となるかもしれませんが、御返答をお願いいたします。

その前に、通告書の下から2行目半ばの文で、「中身は」とありますが、「中には」に訂正をお願いいたします。

4月より、うきはブランド推進本部が新設され、農商工観光連携推進事業を含め、施策により進捗しているようです。観光協会の事務所も移設を行い、連携の強化に期待するところです。

そこで、うきは市には観光協会と、民間団体——市観光推進協議会の2つの組織があり、中にはほぼ等しい活動が行われているようです。どう認識されていますか、お尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの観光協会等の組織のあり方について、観光協会と観光推進協議会の2つの組織に関する御質問がありました。

観光協会から分離する形で観光推進協議会が立ち上がってから4年が経過をいたしました。その間、議会を初め、各方面から行政として一本化への調整をすべきとの御指摘、御意見をいただいていたところであります。

市としましても、この間、両者に対し一本化の働きかけは継続して行ってきたところでありますが、なかなか難しいところがあり実現をいたしておりません。観光協会、観光推進協議会とも、うきは市の観光を活性化したいという思いは同じなのに、連結せずに事業をそれぞれが単独で実施していることから力が分散し、非常にもったいない話でありますし、観光客にとってもわかりづらいものと思います。互いに感情的なしこりがあるかとは思いますが、ここは一本化に向けて

互いに歩み寄ることが必要であると考えております。

さきの佐藤議員への回答でも申し上げましたが、8月から観光協会の事務局を、うきはブランド推進係がある、うきは市民センターに移設をいたしました。目的は、行政と観光協会の連携強化を図り、一層効果的に事業を実施していくことにあります。さらに、観光協会の体制強化を図る必要があることから、うきはブランド推進係長を観光協会事務局長に兼務をさせることもあわせて行っております。

市としましては、このような体制づくりや事業の展開を通して、できるところから観光協会と観光推進協議会との連携を図り、一本化に向け、時間がかかるかもしれませんが働きかけを行いたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 先ほど触れましたが、このたびのテレビ放映の企画はどこがされたのですか。一日から4日までテレビ放映があった企画のほうは、どの団体からされたのか、市がやられたのか、御返答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件は、KBCの「モノ見遊さん」いう番組じゃないかなと思います。（「ああ、そうです」と呼ぶ者あり）9月1日から4日連続、たしか1時05分から2時まで、連続してうきは市がPRされました。当初、部分的な紹介かなと思ってたんですが、毎日、全てうきはの番組だったということで、考えますと、4日間ですから約4時間のうきは市の紹介番組であったろうかと思えます。

聞くところによりますと、観光推進協議会の皆さんの働きかけであの番組が起きたという話は承知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） すばらしい企画だと思いました。

確かにこれ、市のアドバイスにより観光推進協議会の皆さんが頑張っているものと思いますが、私、4日間、見させていただいた中に、観光協会の事業の活動も中に含んでいるものと思っております。テレビの放映の中にも観光協会の電話番号も出るし、観光推進協議会も出るし、もう、ここで本当、さっき市長もおっしゃいましたように、1つになるということがいい場面のテレビ放映じゃなかったかと思えますが、市長、どんなでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、市では、再三言うようで恐縮なんですけど、うきはブランド推進に力を入れております。この取り組みというのは、個々の事業者の皆さんがブランド力を高めることはもちろんでございますが、そういう取り組みの中で、最終的には平仮名の「うきは」の知名度

をどう向上していくか、そしてブランド化していくかにあります。この「うきは」のうきは市が、知名度が全国的に上がれば、全ての事業者の皆さんにフィードバックしてくるものと、このように考えております。ここで、この「うきは」をぜひ全国の皆さんに知っていくためには、やはりテレビとか新聞等のマスコミの活用というのは大きな要素だと、このように思っております。

そういう中におきまして、今、議員御指摘のように、なかなかそれを——特にブランドの中心は、やはり総合産業である裾野の広い観光が大きなリーディング産業になりますので、この観光を預かっている観光協会と観光推進協議会が2つに割れておきますと、なかなか他の方から見たときに、理解に苦しむところもありますので、1日も早い一本化といえますか、そして、市、行政と、もう3者で一本化に持って行って、みんなで結束してブランド推進に取り組んでいってほしいなど、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ブランド化うきは、すばらしい考えでございます。

しかし、両組織には、同業種であり、両組織に加盟している事業者もいっぱいあります。市内外の方々やマスコミの皆さんも組織名に対して惑わされている事実もあります。これに対し、対応が非常に混迷しているようでございます。

双方の組織には努力に値する実行力もあり、お互いの知識や知恵により、アイデアを形にした新たな取り組みを行い、うきは市の魅力を発信し、さらなる集客につなげるのではないのでしょうか。市長はどう思われますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりでありまして、先ほど答弁させていただいてますように、本当に2つの組織が力強い活動をしながらか分散されているということは、やはりもったいない話でありますので、この2つの力が1つになって、さらに強力な観光推進を図っていただければ、また、私としても積極的な働きかけをやっていきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） まずは一本化ですね。感情的にとらわれず、例えば有識者、アドバイザー、農商工観光連携推進事業の関係機関を交えた会議等を持ち、うきはブランド推進本部の大きな役割を持つ観光をも含んだ意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

私の質問は、1番議員の質疑と5番議員の質疑に非常に関連がありましたので、時間的には早いですけど、最後になります、1項目めの2点目に申し上げました、小規模振興基本法はビジネス、人材活用、地域のブランド化が基本計画であります。商工業だけではなく、農林業、歴史、文化、地域の、そして観光を含め、うきは市活性化のため、くどいようですが条例制定に期待し

て、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） これで、2番、鏑水英一議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす9月9日は午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時48分 散会
